

條氏を滅し、長狭の地を領せり。慶長十九年里見氏領土を沒收せられしより、徳川領となり。爾來代官を置かれ、又は諸侯の所領に歸したり。即ち平塚村は正保二年に御料所代官葛上源兵衛、元祿二年代官平岡三郎右衛門、全九年代官守屋助治郎、寶永二年代官樋口又兵衛、享保元年全馬場源兵衛、延享元年全堀江清次郎、寶曆五年全吉田源之助、明和元年全遠藤兵左衛門、寶政元年全竹垣三右衛門支配す。文政五年高二給に分郷す。高四十四石六斗三升九合は代官森覺藏支配。高六百石阿部山城守領す。天保三年高三給に分郷す。即ち高四十四石六斗三升九合は古料と唱し森覺藏支配す。高三百六石二斗八升九合は新料と唱へ平岡丹波守知行。高二百九十三石七斗一升は太田下總守知行、明治元年西尾隱岐守忠篤領す。明治二年本多紀伊守正訥の領となり、全六年月封土を奉還す。金東村は嘉永三年調、石高三百五十八石七斗三升六合、旗下太田播磨守支配す。幕末には太田筑前守領し、封土を奉還す。古畑村は嘉永三年調、石高二百三十三石五斗三升九合。旗下小笠原若狭守支配す。元治元年平岡丹波守道弘領す。後淺野大學武之丞の領地となりし所あり。奈良林は文化五年水野壹岐守忠詔領す。後石高二給に分郷す。南方は小笠原若狭守、北方は水野壹岐守領す。慶應年間には本多紀伊守の領分となれり。明治二年本多紀伊守封土を奉還す。佐野村は嘉永三年調には、稻葉少輔正巳の所領あり。旗下間宮新左衛門の知行あり。明治二年稻葉正善封土を奉還す。釜沼村は延享四年旗下小笠原若狭守の知行、石高三百八十一石七斗一升二合。延享以前は代官の支配たり。維新當時は花房藩西尾隱岐守忠篤之を領す。

本村は明治二年に至り、長尾藩主本多正訥知縣事に任せられ、之が管理に歸せり。全年上總に宮谷

縣を置き、舊幕領を管せらる。明治四年七月廢藩置縣となり、全年十一月木更津縣の管轄となり。明治六年千葉縣の管轄となる。明治七年七月第二大區五小區に編入せらる。明治八年十二月第十小區に編入となり、小區扱所を大幡に置く。明治十一年十一月大小區制を廢し、安房半・朝夷・長狭郡役所を北條町に置き、各町村に戸長役場を置かる。平塚村は平塚に、金東・古畑・佐野・奈良林の四ヶ村は金東に釜沼・大幡・北風原の三ヶ村は大幡に戸長役場を置く。明治十七年八月平塚村は金東村と聯合し、古畑・奈良林・佐野・釜沼の四ヶ村は大幡・北風原の二ヶ村と聯合して、聯合戸長役場を大幡村に置き、明治二十二年四月町村制施行に際し、六ヶ村合併して大山村と稱し、役場を村の中央なる金東に置き、村長之を統治するに至れり。

累代村長氏名左の如し。

氏名	就職年月日	退職年月日
山田喜市	明治二十二年五月二十三日	明治二十二年十一月十日
安田勳	明治二十二年十一月二十七日	明治二十三年三月二十三日
川崎忠作	明治二十三年四月十日	明治二十七年四月九日
石田浦吉	明治二十七年四月十六日	明治二十九年五月十四日
川崎忠作	明治二十九年六月八日	明治三十三年四月十七日
三瓶角治郎	明治三十三年五月十一日	明治三十四年九月二十一日
八代富藏	明治三十四年十月十一日	明治三十六年二月二十五日
山野井與三右門衛	明治三十六年四月十六日	明治三十七年二月六日
渡邊福治郎	明治三十七年二月十九日	明治三十七年十一月二十一日
栢尾度一	明治三十七年十一月二十六日	明治三十九年一月二十四日

第十七章 町村誌 (大山村)

波邊 福治 耶
相尾 度一
宮崎 徳造

明治三十九年二月二日
大正三年二月二十四日
大正八年二月八日

大正三年二月八日
大正八年一月二十一日
現職中

本村民生業の大部は農業なり。土地豊饒にして農耕に適す。畜産・養蠶・園藝・薪炭・養鶏等の副業甚だ盛んなり。殊に畜牛・養蠶は最も盛んにして、郡内屈指の地位を占めたり。佛閣大山寺は聖武天皇神龜元年僧良辨の創建なりといふ、諸國より參詣する者多し。舊跡に船作城址・山の城あり。また金束鑛泉あり。

三六、吉尾村

本村は東は主基村に、西は大山村に境し、北は房總山脉を隔て、君津郡三島村に、南は嶺岡山脉を隔て、曾呂・丸の兩村に接す。全村を大幡・北風原・細野・横尾・寺門・松尾寺・大川面・宮山・仲・八丁の十區に區劃す。

本村の沿革は、文献の徴すべきものなきが故に之を省略す。明治二十二年四月町村制施行に際し、舊九ヶ村を合併し吉尾村と改稱し、村役場を設けて今日に至れり。

累代村長氏名左の如し。

氏名
早川 李平
永井 傳重 耶
磯貝 岩次 耶
吉田 松太郎

就職年月日

明治二十二年五月十三日
明治二十五年三月二十三日
明治二十五年十月十五日
明治二十八年一月二十二日

退職年月日

明治二十五年三月十五日
明治二十五年九月二十三日
明治二十七年十二月二十一日
明治三十二年一月二十二日

永井 益夫
吉田 松太郎
落合 常三 耶
尾形 官治
落合 常三 耶
尾形 操
永井 博

明治三十二年二月八日
明治三十二年十月二十五日
明治三十六年五月八日
明治四十二年四月十四日
大正五年四月十七日
大正九年四月十七日
大正十年五月十二日

明治三十二年十月九日
明治三十六年三月十四日
明治四十二年三月二十四日
大正五年三月三十一日
大正九年一月十六日
大正十年四月十五日
大正十一年七月三十一日

本村は純農村にして、土地農耕に適す。副業として畜産・養蠶・林業・果樹・園藝等を經營せり。乳牛飼養最も盛んにして、養蠶之に次ぐ。林業も又有望にして、明治四十三年以來百餘町の造林地を増加せるを以て、將來の林産物益々豊富なるに至らん。

本村長安寺には私立大正學院あり。舊跡として宮山區に古城址あり。

三七、主基村

本村は郡の東北部に位し、東は田原村、西は吉尾村に界し、南は嶺岡山脉を以て曾呂村に接し、北は房總山脉を以て君津郡龜山村及び三島村に境す。全村を行政上北小町・南小町・成川・上小原・下小原の五區に分てり。

本村の沿革は、往昔のこと記録の據るべき所なく、詳に知ること能はず。古來成川は上郷・下郷の二部に分れたり。和名抄に長狹郡加茂郷とある地ならんといふ。北小町は、慶長二年九月十八日長原玉川・相川・石島・込田澤の五邑を合して稱せる所なるが、後南・北小町に分割す。小原も亦慶長二年九月十八日瀧・大森・山王・林下・相川・太夫の五邑を合して稱せるが、元和中又上・下小原に分裂せりと云

ふ。維新前は多く幕府旗下の采邑たり。即ち成川は館山藩稻葉播磨守、南小町は全播磨守、一部は旗
 下松平左金吾、北小町に三分領、一は旗下村垣淡路守、一は全吉川丹波守、一は幕府直轄。上小原は
 松平左金吾、下小原は間宮新左衛門の領する所たり。明治元年七月館山藩稻葉氏領を除くの外、知縣
 事芝山文平の管理する所となり、全年九月長尾藩主本多紀伊守正訥の領に變りしが、全年十二月に至
 りて、本村全部花房藩の所領となり、西尾隱岐村忠篤は之が藩主にして、藩廳を鴨川町横濱に置く。
 明治四年廢藩置縣となるに及び、上總の木更津縣に隸し、更に六年六月千葉縣の所轄となり第二大區
 五小區に編入、後第十一小區に改められたり。後明治二十二年四月町村制實施と共に成川・南小町・北
 小町・上小原・下小原の五村を合併して、由基村と稱し、役場を北小町に置く。後數度の位置を變へ、
 明治四十三年村の中央成川の地に移す。大正四年十月一日より村名を主基と改稱せり。

累代村長氏名左の如し。

氏名	就職年月日	退職年月日
川名 瀨平	明治二十三年五月十八日	明治二十五年三月四日
高梨 平治	明治二十五年三月二十五日	明治二十七年四月二日
佐生 正郎	明治二十七年五月五日	明治三十二年一月五日
高梨 平治	明治三十二年一月二十七日	明治三十二年十二月二日
石井 善治	明治三十三年二月十日	明治三十三年二月十二日
佐藤 角次郎	明治三十三年三月七日	明治四十一年一月十二日
佐生 正郎	明治四十三年二月十六日	大正五年五月十一日
川名 傳	大正五年五月二十九日	現職中

本村は純農村にして、土地肥沃なれば、農耕に適せり。副業として、養蠶・畜産に従事するもの甚
 だ多く、其の他柑橘・柿等の果樹の栽培亦盛況なり。小原柿の稱即ち是なり。猶林産として薪炭を多
 量に産す。

本村の名勝舊跡として、郡山城址・環齋屋敷白瀧不動尊等あり。大嘗祭齋田の跡も亦名高し。

三八、田原村

本村は郡の東北に位し、東は西條村及び鴨川町に接し、西は主基村に隣し、南は嶺岡山脈を以て曾
 呂村に界し、北は君津郡龜山村に境す。村内を行政上より坂東・竹平・京田・太田學・押切・池田・川代・
 太尾・大里・來秀・西の十一區に分つ。

田原村は古き沿革を有し、幾多の變遷を経たりと雖も、古書の徵すべきもの少く、逸として其の詳細
 を知るべからず。和名抄に云ふ、長狹郡田原郷は酒井郷の東にして、加茂郷の西北とす。其の地高平
 にして田多し。故に田原郷と稱すと。安房國誌に云ふ。古來田原庄・太田學・池田・京田の三邑を有す。
 寶永元年辛酉十月池田を割きて、太田學・竹平・京田・坂東の四村に分つ。又太尾・來秀・川代は、長狹の
 中央に位し、長狹川に沿ふと。維新前の所領を記録に徵すれば、太尾村は慶長十九年里見氏滅亡の後
 公領に歸し元和六年、西郷正員の領地となり、(太尾村のみならず、長狹郡の諸村には其所領たりしも
 の多かりしが如し)後小笠原若狹守の支配となり、明治維新に至り西尾忠篤の領地となり、名主三郎
 左衛門之が支配たり。來秀村は慶安四年保科彈正の領地となり、貞享四年保科主税、寛政五年前田安
 房守、文政四年前田又吉、天保十一年前田又五郎等の知行となり、明治二年四月花房藩領となれり坂

東村は享保年中より明治維新に至るまで、領主前田五郎の知行たり。京田村は元和四年九月徳川將軍の命により、設樂長兵衛の檢地たりしが、寛永十四年内藤伊勢守勝之助の知行たり。元祿八年代官平岡三郎左衛門の支配に屬し、全十五年には京極兵庫之助の知行たり。竹平村は寛永十四年頃より元祿七年頃まで、内藤伊勢守の領地にして、元祿十一年より京極對馬守の領地となり、明治元年西尾隱岐守所領たり。押切村は元祿九年十月松平伊勢守左金吾の知行たりしが、明治元年西尾忠篤の所領となる。川代村は寛永年間より本多市郎衛門・保科兵部少輔・酒井玄蕃等の所領たり。之を以て察するに、本村は元十ヶ村に分割し各村名主ありて支配せしが、明治六年千葉縣の所轄となるに及び第二十三區第二大區第十三小區扱所の支配となり、明治十一年十一月坂東村外五ヶ村戸長役場及び川代村外三ヶ村戸長役場を置きて、事務取扱をなし、明治十七年八月十ヶ村を合して、坂東村外九ヶ村聯合戸長役場を置き、明治二十年七月坂東に役場を新築し、移轉せり。然るに明治二十二年四月町村制施行と共に十ヶ村を合併して、田原村と改稱し、舊村を區名となせり。

累代村長氏名左の如し。

氏名	就職年月日	退職年月日
脇坂 齋	明治二十二年四月三十日	明治二十四年一月五日
鈴木 岩吉	明治二十四年一月二十日	明治二十五年二月八日
小瀧 文太郎	明治二十五年二月十九日	明治二十六年一月二十八日
鎌田 才治	明治二十六年二月十日	明治二十八年八月十三日
波邊 範二	明治二十八年八月二十九日	明治三十一年七月二十五日

小瀧 久太郎	明治三十一年八月二日	明治三十四年二月十日
大瀧 藤二郎	明治三十四年二月二十五日	明治三十六年十月十二日
高橋 幸治郎	明治三十六年十一月五日	明治三十八年七月十八日
波邊 範二	明治三十八年八月八日	明治四十一年一月三十一日
波多野 猪之松	明治四十一年二月十二日	明治四十三年十一月二十六日
小瀧 文太郎	明治四十三年十一月十一日	大正元年十月六日
太田 和壯次	大正元年十月十六日	大正三年九月五日
波邊 範二	大正三年九月十八日	大正五年三月二十五日
大瀧 藤二郎	大正五年四月十四日	大正七年六月五日
鈴木 信道	大正七年六月十八日	大正七年十二月二十八日
石井 準次郎	大正八年一月二十七日	大正十年五月二日
小原 實	大正十年五月三十一日	現職中

本村は純農村にして、土地肥沃なるを以て農耕に適し、産業漸次發達の傾向あり。副業中畜産は改良發達を圖り、良種を飼養するに至れり。其の他藁製品として、藁は販路次第に開け、横濱地方に輸出するに至る。林業として用材・薪炭等を多く産す。

三九、鴨川町

本町は本郡の東北部に位し、東は太平洋に面し、西は田原村に接し、南は嶺岡山脉連亘して太海・曾呂の兩村に境し、北は東條村及び西條村に相對す、全町を行政上太浦・川口・貝渚・前原・横渚の五區に區劃す。

本町沿革の概要左の如し。便宜上舊村別に述べん。

貝渚村。承德二年海嘯の爲沿岸崩壊す。元和四年頃、代官平岡治郎右衛門の治たりしが、寛永十年に至り植村土佐守・堀市正・内藤石見守・保科禪正等之を分領す。而して保科禪正の所領は、延寶七年代官樋口又兵衛の支配となり、内藤石見守の所領は、元祿八年代官野田三郎左衛門の配下となり、堀市正の所領は、享保六年に至り代官萬年長十郎・近山六右衛門の支配となり、植村土佐守の所領は、寶曆元年代官吉田源之助の支配となる。全二年吉田源之助の支配する所を大岡出雲守の所領に移さる。是より先寛延二年樋口・野田・萬年・近山の支配地は吉田源之助の支配となる。

磯村。元和四年九月代官中野七藏檢地、寛永十年分郷して、其の三分の二は松平長門守左金吾の所領となり、一分は北條右近太夫の知行を経て、享保年度公領に復し、寶曆中吉田源之助の支配となる。此の地往時は辨天島に連續し、戸數七百有餘、沿海著名の漁村なりしも、年々土地欹壊し、居民其の堵に安んぜず、漸次貝渚の地に移住し、現今は僅かに七十餘戸、地積九段十二歩を餘せるのみ。

横渚村。元和元年徳川幕府の管轄に歸し、代官市川孫右衛門の支配となり、寛永十年六月植村出雲守の所領となる。全十七年二月代官天羽七右衛門支配し、全十九年八月北條右近太夫の所領に屬し、子孫相繼ぎて之を領す。享保五年三月川村彌兵衛支配し、全六年七月池田新兵衛、全十七年十月野田三郎右衛門、全十八年十月原新六郎、寛保三年三月山本平八郎、寛延元年十一月堀井清次郎、寶曆元年二月吉田源之助の所領となる。

前原村。明治七年横渚村より分離す。往古は横渚村前の空漠たる廣野たりしを以て前原の稱あり。始めに二三村民出で、芝地を開拓し見取場となる。寛永十九年町名取立、北條氏の加増地となる。寛文

元年横渚村の内一町二段九畝十四歩、前原居屋敷に入る。延寶年度紀州須原村よりマカセ網入込みしより次第に繁榮を加へ、他國商人の開店、近郷農民の移轉開拓と共に町並となりしが、元祿十六年十一月二十三日、大海嘯に罹り、爰に一頓挫を來せり。翌十七年三月檢地、一反歩に付き永百文の地租とし、享保四年缺地回復し、全六年六月再檢地、全六年八月代官池田新兵衛支配中、見取場に高を附し年貢諸役とも従前の通り取立上納せり。

寶曆四年十月に至り、以上各村悉く大岡出雲守忠正所領に統一せらる。明治元年十一月西尾隱岐守忠篤の新封となり、後花房藩と改稱す。明治四年廢藩置縣行はるゝや、全年十一月十三日木更津縣管轄に移り、全六年六月十日千葉縣管轄となり、貝渚・磯村は第二大區第四小區に編入、後第十三小區に改められ、前原・横渚は第二大區第六小區に編入、後第十四小區に改めらる。明治二十二年町村制實施の際、貝渚村・磯村・前原村・横渚村を合併して鴨川町と改稱す。

累代町長氏名左の如し。

氏名	就職年月日	退職年月日
縣房儀	明治二十二年五月三十一日	明治三十一年十二月六日
吉田彌八	明治三十一年十二月十二日	明治三十六年一月十三日
福田友政	明治三十六年一月十九日	明治四十年一月十八日
白井吉三	明治四十年一月十九日	大正二年四月十五日
高瀬政吉	大正二年八月十六日	大正三年一月十二日
縣房儀	大正三年二月二十六日	大正七年二月二十五日
高瀬政吉	大正七年六月十八日	大正七年六月二十四日

福田 友政

大正七年十一月十九日

大正十一年九月十五日

本町は漁を生業とするもの最も多く、商業之に次ぐ。房州第二の名邑にして、舊長狹に於ける物産の集散地なれば、町勢活動の氣分あり。漁獲物の主なるものは、鯉・鯉・鯖・秋刀魚・鱈等とす。水産物製造も亦甚だ多し。商業は附近村落の中心地なるを以て繁榮しつつあり。

本町には八岡鑛山あり。明治二十五年試験に著手し、爾來採掘するも産出多からず。本町には一戰場・萬騎坂・砲臺趾・陣屋趾等の舊跡あり。

四〇、西 條 村

本村は郡の東北部に位し、東は東條村に境し、西は田原村に接し、南は鴨川町に、北は房總山脈を隔て、君津郡龜山村に連る。村内を打墨・粟斗・花房・八色・滑谷の五區に分つ。

左に村別に本村の沿革を述べん。

打墨村。中古打墨郷と稱するものなれども、其の廣狹地域詳ならず。吉尾村安國寺の鐘銘に打墨郷安國寺と刻す。之に由りて見れば、今の北風原區邊も打墨郷なりしならんか。又慶長十五年庚戌十一月改正せし里見家領房州村々の高割帳なる者を見るに、打墨郷八百七十九石三斗二升七合とあれば、其の區域の狭少ならざりしことを知るべし。元和四年戊午九月檢地帳には打墨村一村たりしが、元祿郷帳以後上中下三村となり、明治六年復舊す。

粟斗村。元和四年戊午檢地帳に粟斗に作る。元祿帳以下安波戸に作る。年月未詳、粟斗に改正す。花房村。日蓮注畫贊に西條花房郷とあり。高祖年表に英に作り、西條華英郡とあり。蓋し起原ならん

本村は明治初年花房藩主西尾忠篤の所領たりしが、全四年辛未廢藩と共に、八色村・和泉村・花房村・粟斗村・打墨村を聯合して、戸長役場の管する所となり、飯塚耕太始めて戸長たりしが、全二十二年和泉村を分離し、新に滑谷村を加へて西條村と改稱し、以て今日に至れり。

累代村長氏名左の如し。

氏 名	就職年月日	退職年月日
飯塚 耕太	明治二十二年四月一日	明治二十六年四月二十六日
長谷川 平三郎	明治二十六年五月十六日	明治二十七年十月二十四日
飯塚 耕太	明治二十七年十一月六日	明治三十九年五月三十日
小宮 五郎松	明治三十九年六月十七日	明治四十四年二月二十八日
尾澤 建一郎	明治四十四年三月二十五日	現職中

本村は純農村にして、土地豊饒なれば農耕に適し、副業として蔬菜・果樹の栽培盛んなり。殊に養蠶業は近年急速の進歩を示し、從來の畠は桑園に變じつゝあり。本村副業中首位を占め、且つ郡内第一位に在りと云ふべし。其他工業として屋根瓦製造・籐竹細工行はれ、就中竹細工の花籠は其の技巧を極め、海外に輸出するもの少からず。

本村には舊跡金山城址・日蓮疵洗井あり。

四一、東 條 村

本村は郡の東部に位し、東は天津町に接し北は君津郡龜山村、西は西條村に境し、南は鴨川町と待崎川を隔て、境し、全川口より天津濱荻區に至る間は東條浦にして海に瀕す。

本村は舊村名を大字とし、即ち東・西・和泉・廣場及び濱荻飛地の五區に分つ。

本村の沿革は古昔のこと詳ならず。傳云ふ治承四年庚子六月源頼朝安房に入るや、此の地を土豪東條秋則に賜はると。後東條氏世々之を領す。文安二年六月里見義實のために滅び、里見氏の所領に屬す。慶長十九年里見忠義國除せらるゝに當り、徳川氏の領に歸す。爾來公領・私領或は幕府旗下の知行となり、一村又數管轄に分かれ、頗る錯綜して幾變遷を重ね明治となれり。左に各村別に其の沿革を述べん。

和泉村。元和四年九月長谷川庄次郎檢地、寛永十年癸酉四給に分屬す。古和泉は北條對馬守、上和泉は堀市正、下和泉は酒井日向守、新和泉は保科越前守之を領す。寛永二十年癸未上和泉は下和泉と同じく酒井氏の知行に屬し、享保六年辛丑古和泉は公領に歸し、代官池田新兵衛、全七年壬寅野田三郎左衛門、全十七年壬子原新六郎、寛保三年癸亥山本平八郎、延享元年甲子井戸助左衛門、全三年丙寅堀江清次郎之を支配し、全四年丁卯酒井雅樂頭、寛延二年己巳松平大和守私領に屬し、明和七年庚寅又公領に歸し、代官遠藤兵右衛門、安永二年癸巳飯塚伊兵衛、全六年丁酉稻垣藤左衛門等之を支配す。全七年戊戌古和泉・上和泉・下和泉は全しく本州館山藩主稻葉越前守に屬し、新和泉は保科氏代々之を領し、天明四年甲辰他の三和泉と同じく稻葉氏の所領となる。明治元年戊辰遠州横須賀藩主西尾忠篤安房に移封され、其の所領に屬す。

廣場村・西村・東村。元和四年戊午九月中野七藏檢地、寛永五年戊辰西郷若狹守之を領し、元祿五年壬申同氏美濃國に轉封後公領に歸し代官樋口又兵衛、正徳五年乙未馬場源兵衛、享保四年己亥島田十郎左衛門、會根茂右衛門、全五年庚子河村彌兵衛、全六年辛丑池田新兵衛、全七年壬寅野田三郎右衛門等之を支配し全十一年丙午公領私領又は旗下の采地に分屬せり。廣場村は二給に分れ、一は水野壹岐守に屬し、文政十年丁亥代官森覺藏之を支配し、天保三年壬辰水野美濃守知行、全十二年辛丑代官羽倉外記、全十三年壬寅篠田藤四郎、全十四年癸卯勝田次郎等之を支配し、全年再び水野壹岐守の所領に歸す。一は享保十二年丁未箕磨守、全二十年乙卯松下筑後守之を知行し、寛延二年己巳代官遠藤兵右衛門、安永六年丁酉稻垣藤右衛門等之を支配し、全七年戊戌館山藩主稻葉越中守の私領に歸し以て明治元年に至る。西村は享保十一年丙午水野壹岐守の所領に屬し、文政十年丁亥公領に歸し全十一年戊子二給に分る。一は松平筑後守之を知行し、一は公領となり代官森覺藏支配す。天保三年壬辰水野美濃守知行し、全十三年壬寅公領となり、全十四年癸卯水野壹岐守の所領に復す。東村は享保十一年丙午水野壹岐守所領、文政十年丁亥二給に分れ、一は村垣淡路守知行し、一は公領となり代官森覺藏之を支配し、天保三年壬辰水野美濃守知行し、全十三年公領となり、全十四年癸卯水野壹岐守の所領に復す。爾後水野壹岐守廣場・西・東の三ヶ村を分領し、廣場村の一半は稻葉兵部少輔、西村の一半は松平筑後守、東村の一半は村垣淡路守之を管す。明治元年戊辰に至り、水野・松平・村垣の知行は房總監察兼知縣事柴山文平之を支配し、全年十二月稻葉氏の所領と共に西尾忠篤の私領に屬す。

明治二年六月版籍を奉還し花房藩知事の所管に屬し、全四年七月藩を改め縣となし花房藩知事之を管し、全十一月更に之を廢し、木更津縣を置き、全六年六月更に千葉縣を置き其の管轄に屬す。明治二十二年四月町村制施行に際し四ヶ村を合併し一村を組織せり。和泉村を除き他の三ヶ村は昔東條三

ヶ村と稱したりしを以て舊稱を採り東條村と命名し、以て今日に至れり。
累代村長氏名左の如し。

氏名	就職年月日	退職年月日
島海 清治	明治二十二年五月十三日	明治二十九年三月一日
嶋津 倉治	明治二十九年三月十三日	明治三十年五月十日
島海 清治	明治三十年六月五日	明治三十年六月十日
小島 啓二 郎	明治三十年七月二日	明治三十八年七月一日
石井 龜次 郎	明治三十八年七月十二日	明治三十九年九月三十日
伊藤 福太郎	明治三十九年十月十五日	明治四十一年二月十六日
飯沼 萬吉	明治四十一年三月九日	明治四十五年三月八日
野村 恒茂	明治四十五年三月二十日	大正五年三月十八日
高梨 五郎	大正五年四月五日	現職中

本村は土地豊饒なるを以て農耕に適し、農業は郡内屈指の改良を見るに至れり、今より三十年前用水路開鑿の工を起し、爾來幾多の改善を加へ、耕地整理を實施し、水路四通八達し、今や全村之が恩恵を蒙り、麥・豆・紫雲英等二毛作の増加を來し、且つ米質及び收量にも至大の影響を與へたり。此の外甘藷・豆類・蔬菜類・瓜類の栽培盛にして、猶副業として養蠶業頗に勃興せり。其の他用材・薪炭材・竹類を多く産す。

本村廣場に小松原鏡忍寺あり。日蓮宗一派の本山を以て知らる、本村は室山城址・鶴見城址・東條氏居館址・待崎聖人塚・小松原架笠懸松・夜長川頼朝旗懸松等の舊跡に富めり。

四二、天津 町

天津町は郡の東北に偏在し、東は湊村、西は東條村に境し、北は君津郡龜山村及び夷隅郡老川村に接し、南は太平洋に面す。町を天津・濱萩・清澄の三區に分ち、天津區は更に引土・芝・城戸・濱・中・宿・谷・新の八町に、濱萩區は西・仲・東の三町に分つ。

本村の沿革を按ずるに、天津區は古昔東條郷天津村と稱し、濱萩區は東條郷東條村の一部たり。源頼朝長狹郡を東條秋則に與へてより、長く東條氏の所領たりしが、文安二年里見義實の東條常政を滅ぼすに及び、里見氏の所領となる。慶長十九年里見忠義罪あり。國除せらるゝに及び、徳川幕府の公領となる。寛永五年西郷若狹守の所領となり、全氏相繼ぎて領すること六十五年、越中守の代に至り封を收められ、再び幕府の公領となる。寶永年度より寛延年度に至る四十年間は代官の支配する所なりしが、寶曆年中武州岩槻城主大岡出雲守の所領となり、爾來明治維新に至るまで全氏の所領たること凡百餘年。明治元年九月西尾隱岐守忠篤の所領となりしが、全二年六月西尾氏版籍を奉還し、花房藩知事に任せらる。明治四年七月廢藩置縣と共に、花房縣の管轄たりしが、全年十一月花房縣廢せられ、木更津縣を置くに及び、其の所轄となる。明治六年六月更に千葉縣の管轄に移り、明治二十二年四月町村制の實施せらるゝに當り、天津・濱萩二村に清澄村を併せて天津町と稱し以て今日に至る。清澄は維新前村名を存せず。清澄寺境内たり。山民は悉く全寺の眷族たり。

累代町長氏名左の如し。

氏名

就職年月日

退職年月日

四宮喜三郎	明治二十二年五月十三日	明治二十五年九月二日
小澤直光	明治二十五年十一月十六日	明治三十二年十一月二十八日
相川織江	明治三十三年三月六日	明治三十六年四月二十日
織田慶如	明治三十六年六月一日	明治四十四年五月三十一日
齋藤半左衛門	明治四十四年九月二十六日	大正七年十二月十五日
長野利三郎	大正八年一月二十七日	現職中

本町は漁業を主として、農商之に次ぐ。漁業は本町の生命にして、漁獲物の主なるものは鯧・鯉・鯡・鯖・秋刀魚等とす。水産製造品として煮乾鯧・鯉節・干鯧等主なるものなり。林産には松杉の用材・及薪炭も亦有望なりとす。

本町には名勝として清澄山あり。町を距る北に一里有餘町。群山連峰の間を進めば、清澄寺に達す幾百の老杉天を摩す。大杉・老樟・牡丹杉・旭森・妙見山・天然林・農科大學演習林等見るべきもの多し。參詣者常に絶えず。其他天津城址・葛ヶ崎城址の古跡等あり。

四三、湊村

本村は郡の東端に位し、東北方は岩高山脈を以て、夷隅郡の老川村・上野村・清海村に界し西は松ヶ鼻山脈を以て天津町に隣し、南は渺茫たる太平洋に面せり。村内を内浦・小湊の二大字に分つ。

本村の沿革を按ずるに、誕生寺舊記に曰く、内浦は總稱にして岡村・市川村・小湊村に分ると。蓮華潭にありし誕生寺陥没し、市川村の大半海となる。當時内浦村は高三百六十石四斗五升、小湊村は高五十三石二升なり。而して小湊村の五十三石二升と内浦の内三石七升四合と市川村の高十三石九斗

六合とを合せて七十石、誕生寺の所領なり。爾來内浦村は東條氏、次ぎて里見氏の所領となり。元和元年徳川幕府の公領となり、代官巡見して内浦村高三百九十一石四斗五升、百姓三十九人と定めらる。寛永五年西郷若狭守の所領となり、六十餘年の後再び幕府の公領となり、元禄十二年市川村と小湊村と港争論あり。評定の上市川・小湊人會港と確定す。元禄十六年十一月二十二日海嘯あり。人家流失死傷多し。海岸缺損し海となる。西方松ヶ鼻山脈の中央に新道を開く。東方蓮華潭附近亦海となりし爲めに、岩高山市ヶ坂に新道を開けり。寶曆二年大岡出雲守の所領となり、明治に至りて西尾隠岐守の所領となれり。明治二十二年四月町村制施行に際し、舊村を合して湊村と稱し以て現今に及ぶ。

累代村長氏名左の如し。

氏名	就職年月日	退職年月日
鈴木重三	明治二十二年六月十五日	明治三十四年六月十六日
三輪忠行	明治三十四年七月四日	明治三十六年三月三十日
繁倉昭	明治三十六年五月十八日	明治三十八年二月十五日
鈴木重三	明治三十九年二月二日	明治四十三年二月一日
森井常次	明治四十三年三月十八日	大正三年三月十七日
齋藤文彬	大正三年三月二十四日	大正七年三月二十三日
齋藤政吉	大正七年四月二十三日	現職中

本村は林野多く耕地少なし。大部は漁業に従事し、鯉・鯧の漁獲物多し。林産物に薪炭あり。農家の副業として、洋傘柄の製造甚だ盛んなり。

震 災 誌

本村には有名なる誕生寺あり。日達上人の誕生地なり。境内に上人の銅像あり。左岸に祓崎あり。祓崎の南に小島あり。伊貝島と云ふ。伊貝島の東北波濤の中に駢峙する島を小辨天島・大辨天島とす。其の間に蓮華潭あり。此の附近を妙の浦と總稱す。船底を叩けば、海水淺く、大なる鯛群り浮ぶ。鯛の浦の名にそむかず。其他創洗井・兩親閣・養疵窟・誕生水等の舊跡に富む。



(通町南町條北) (一其) 況状の潰倒屋家



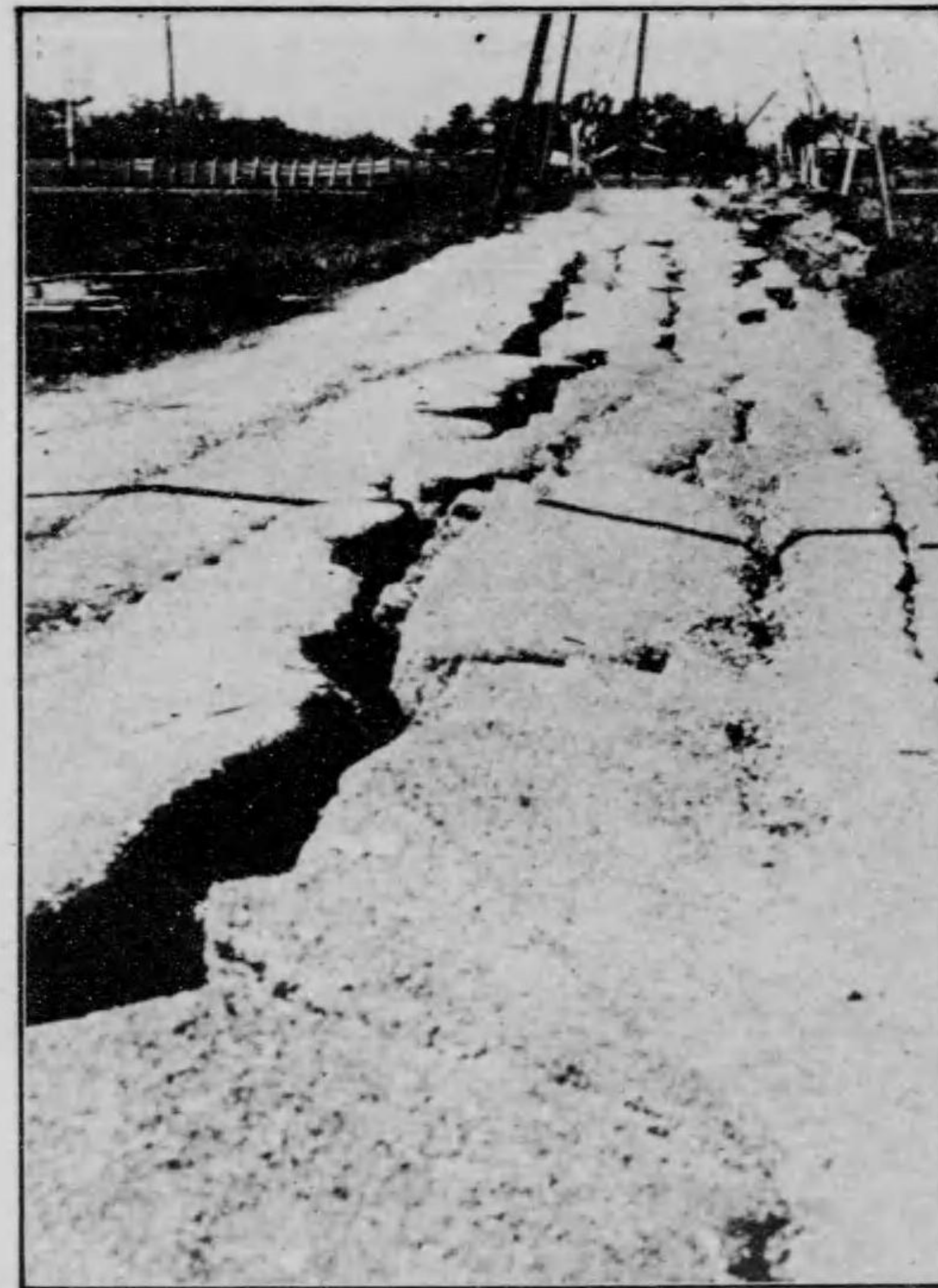
(通場車停條北) (二其) 況状ノ潰倒屋家



所 役 郡 る せ 潰 倒



(町 條 北) 署 察 警 る せ 潰 倒



道 路 龜 裂 の 状 況 (其 一) (北 條 地 内)



道 路 龜 裂 の 状 況 (其 二) (北 條 地 内)



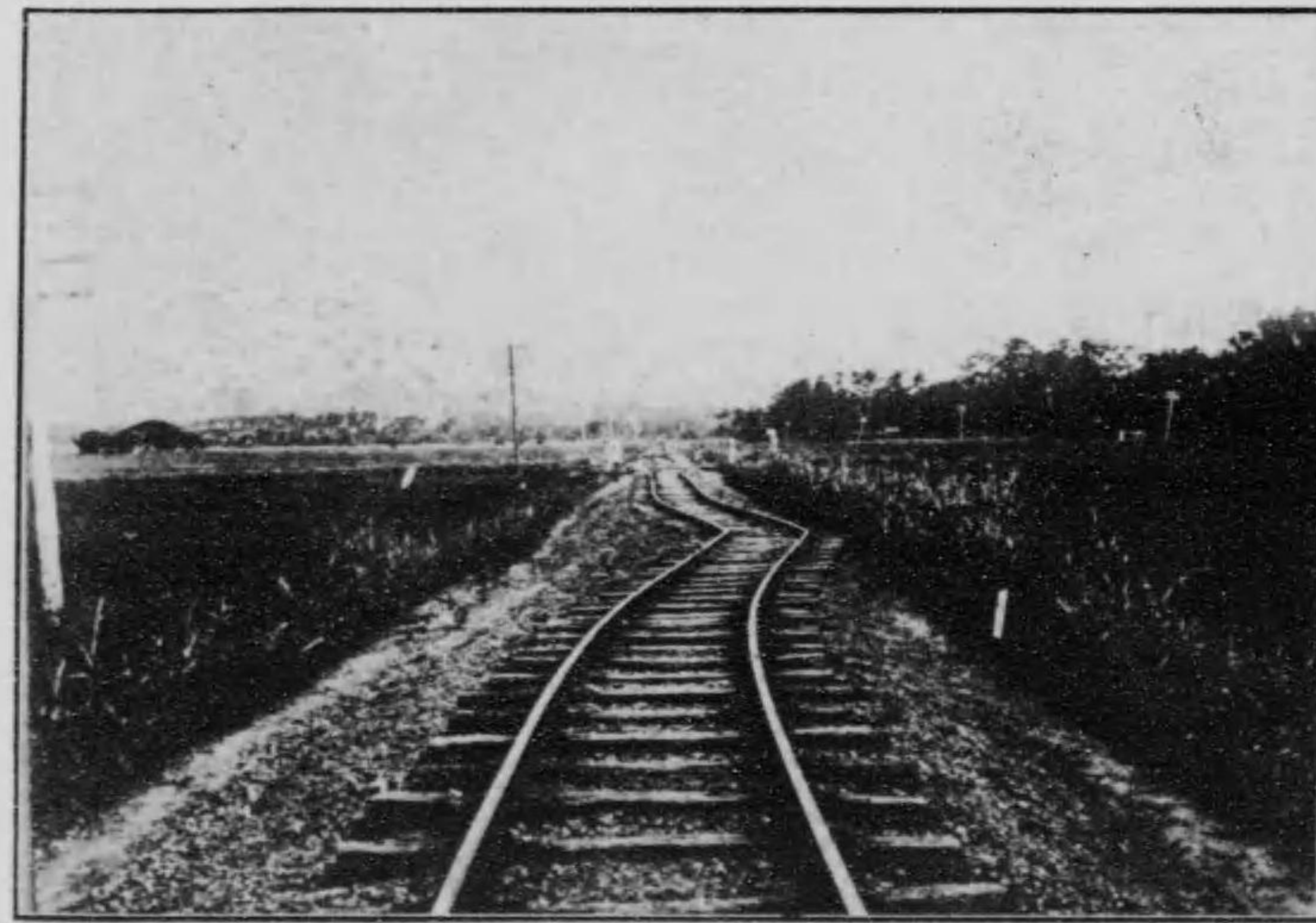
(内地町山館) (三其) 潰倒屋家



(内地條北) 況狀ノ給配糧食



(町形船) 況狀の害被災火震



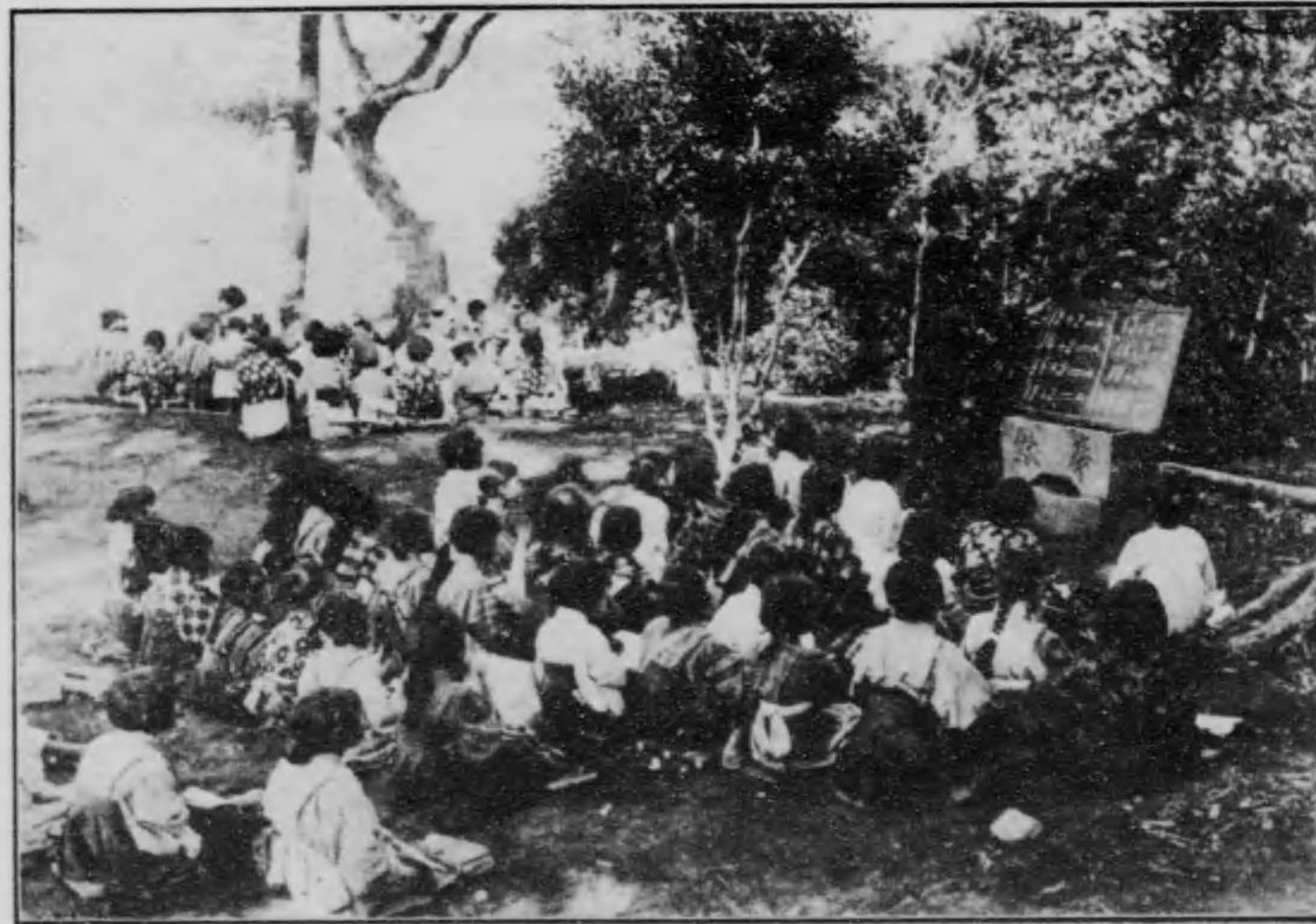
(内地條北) 害被災の路線道鐵



軍人團其他道路整理の状況



副會長柏谷議長 (右) 會長川公爵 (中央)



小學兒童露天教授の實況



慰問品整理の状況

震災誌目次

第一章	總說	一
第二章	地形の變動	六
第三章	人畜の被害	二八
第四章	家屋其他の被害	三六
第五章	教育上の被害	五四
第六章	慰問と救護	七八
第七章	聖恩無窮	八一
第八章	青年團其他の活動	八七
第九章	同情の寄金	九四
第十章	御下賜品及慰問品	九六

安房震災誌

第一章 總 說

嗚呼大正十二年九月一日想ひ起すさへ、戰慄肌に粟を生ずるを覺ゆ。この日正午近く轟然たる一大音響と共に大地震動し屋宇倒潰、濛塵晦暝、鮮血にまみれて壓死を遂げたもの、悲鳴をあげて救を絶叫するもの、平和の天地は忽ち變じて阿鼻叫喚の修羅場と化し、其の悽絶慘絶到底筆舌の盡す處でなかつた。實に一瞬時で死者千二百餘人、傷者三千餘人を出し、家屋の倒潰したものは三萬有餘戸を數ふるに至つた。その範圍は北條・館山・船形・國府・館野の各町村から東方に亘る一帯の地を激震地として殆ど全郡に及ぼし強烈なる餘震は日に數十回を算し、加ふるに海嘯の襲來を叫び、鮮人の來襲を傳へ人心は就々として晝夜爲すところを知らなかつた。然かも幸にして生を得たものも着るに衣なく食ふに食なく、死者傷者を擁して號泣するもの實に人生悲慘の極であらふ。古來地震を以て天譴の如く崇の如く思惟したが、近時科學の研究によつて其の原因の明にされたにも拘はらず、この絶大の災禍を豫知し防遏することの出來なかつたことは實に遺憾といふより外にない。

今回の大震災は、銚子測候所の報告によれば、大正十二年九月一日午前十一時五十八分五十七秒が發震の正確なる時刻である。そして震源地點は、安房洲の崎の西方にして、大島の北方なる相模灘の海底である。震動の回数は、初發より九月二十五日まで八百五十回を算した。

震災當時の氣象に就て、館山氣象觀測所の報するところによれば、九月一日午前一時十分より微雨降り初の、同三時五十分より普通の降雨となり、同四時五分少雨同五時二十分歇む。同七時三十四分より少雨、同八時二分より普通の降雨となり八時七分強雨となり、八時十四分再び少雨となり、九時十分より強雨、九時十七分より普通の雨となり、九時三十分に至りて歇む。正午以後は、大震の爲め破壊を被り觀測不能となつた。

又同觀測所の示すところによると、九月一日午前六時の氣壓は七五四耗三、風向は南東。同十時には七五三耗、風向は南々西。正午不明。午後二時氣壓不明、風向南々西。同六時氣壓不明、風向南西。同十時總て不明である。序でに地震の前日即ち八月三十一日の氣象を略記すれば、此の日は天氣晴朗で、炎熱甚だしく、宛然盛夏のやうであつた。氣壓は午前六時七五九耗、風向不明。同十時七五九耗四、風向南東。正午七五九耗、風向南。午後二時七五八耗、風向東南東。午後六時七五七耗六、風向南々東。同十時七五七耗五、風向不明であつた。

三

次に地震襲來の狀況を記せば、上記正午二分前、南西より北東に向て水平震動起り、續いて激烈な

る上下動を伴ひ、震動は次第に猛烈となり、別表に示すが如く、鏡浦沿ひの激震地方は、大地の龜裂隆起、陥没、隨所に起り、家屋その他の建築物又一としてその影をとどめざるまでに粉碎され、人畜の死傷限りなき一大修羅場と化した。

續いて大小の餘震間斷なく襲ひ、大地の震動止む時なく、折柄南西の方向に恰も落雷の如き鳴動起り、餘震毎に必ず此の鳴動を伴つた。人心爲めに恟々、全く生きた心地がなかつた。

然し、發震時が丁度正午であつたので、住民の分布状態は下記の通りである。一重もに激震地帯に就ていふ。

- (1) 漁民は二百十日(九月二日が二百十日)を氣遣ひ出漁するものが少なかつた。
- (2) 農民は晝餉の爲めに田畑からの歸宅の途中又は家人一同打集ひて食事中のものが多かつた。
- (3) 町の商店では晝食中のものが多かつた。爲めに箸や茶碗を持つた儘飛び出したものが多かつた。
- (4) 小學兒童は、夏季休暇後の始業式を済まして、歸宅したばかりか、又は歸宅の途中のものが多かつた。學校の倒潰數の多きに比例して、兒童の死傷者が比較的少なかつたのは此處に原因してゐる。

四

安房全部に亘りての震災狀況は、左掲の調査表によつて、各町村被害の大小輕重を量定すべきである。調査表にも見ゆるが如く、震源地が相模灘の海底であつただけに、鏡浦に沿へる北條・館山・那古

船形それに接續した町村が被害最も多く、此處から稍や遠き西條以東の地、殊に東條・天津・湊の町村の如きは、殆んど被害を見なかつたのである。



終に一言附記しておきたいことは、本編各章に掲ぐる編纂の資料は、各町村の被害状況を、郡長から、各町村長に囑託して、出來得る限り精確に、而かも當時の實況を有りの儘に記述したるものを基礎として、紙數の關係上之れを幾分か修正したものである。修正したといつても、出來得る限り各町村の報告を尊重して、その趣旨は一も變更したところは無い、從て地震そのもの、大小よりも、地震を感受したその土地の人々の主觀が、報告書中に幾分反射されてゐるところが全くないでもなかつたが、適當の程度に於て、之れを採用した。蓋し此等の事情は、即ち全體の被害を表示する本章の調査表によつて、一見明瞭なれば、事に害なきのみならず、却て當時各地方人のその感受さを、その儘表現したものとも見られ、且つ後日の參考ともなることであらう。

震災狀況調査表

大正十二年九月十九日調

安房郡

町村	區別	總戸數	全潰戸數	中潰戸數	燒失戸數	流失戸數	被害數百分比	死亡數	負傷數	官街倒潰	學校倒潰	役場倒潰
北條		一、六一六	一、五〇二	四七	一八	—	九六	二三〇	一、〇四〇	—	—	—
館山		一、六七八	一、四五五	一五三	五五	—	九九	一一六	一五二	—	—	—
西條		七九三	一〇七	一四六	—	—	三三	—	—	—	—	—
神戶		五六三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富崎		五八〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

町村	區別	總戸數	全潰戸數	中潰戸數	燒失戸數	流失戸數	被害數百分比	死亡數	負傷數	官街倒潰	學校倒潰	役場倒潰
長尾		六五四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
豊房		七二二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
館野		五〇七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九重		四六二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那都		三二〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
船形		九〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八東		三三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富浦		九六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岩井		八六五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
勝山		九八六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
保田		一、一三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐久間		四七九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平群		七一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瀨田		四五六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
國府		三八一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
白濱		九六二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七浦		五七二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千倉		一、三七八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健田		五四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千歳		七一二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
田田		七三九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

有してゐる此等は地震が齎した地理的變動の一例である。

以下各町村に於ける地形の變動に就て、各町村別に之れを掲げる順序は前章末に掲ぐる調査表の順序による。

北條町 北條町は、震源地に接近してゐたので、地質の軟弱な爲めに地理的變動が少くない即ち上記館山灣沿岸の變化の外、陥没・龜裂した道路(縣道)十七町餘の長さに達し、水田の被害十六町歩の多きに達した。之れを細記すれば北條町六軒町から、海岸の汽船發着所に至る鐵道踏切前後二百五十間の間大龜裂を生じ、又汽船發着所附近の海岸には、長さ八十間の大龜裂、八幡海岸にも亦た數箇所の大龜裂を見た。

又北條町六軒町から、館山町に向て鐵道踏切に至る路面は、一帯に龜裂と陥没で實に物凄き光景であつた。

館山町 館山灣に沿ふた土地は概して隆起したのであるが、就中館山町は倒潰戸數も全郡第一位に居るほどの極度の被害で(前章調査表参照)海底及び沿岸の隆起は、町の報告書によれば、五尺六寸乃至六尺に達したといふ。同所の鷹の島は、土地隆起の爲めに、陸地と接続して半島形を成すに至つた。又館山測候所附近は、大龜裂を生じて、道路は道方を失つて了つたほどであつた。從て耕地の龜裂、海岸隆起の爲めの漁業上の損失は多大なものであつた。(産業上の被害は別章に細記する)それと白土坑の陥没の爲めに數萬圓の損害を被つた。

海底の變動の爲めに、鷹の島には新たに温泉が湧出した。泉質も可なり良好である。

西岬村 土地は一帯に隆起し、洲崎方面最も甚しくその最隆起は七尺以上に及べるところあり。また坂田・洲崎・川名・伊戸等に於ては、山地崩壊し道路或は田畠を埋めたる所がある。又海底は一帯に隆起した。

神戸村 陸地の變動―土地の隆起陥没としては、概して大なるものを認めざるも、龜裂・崩壊等は至る所に多數にして計上の煩に堪へない。

海底の變動―本村の海岸約三十餘間退水、水面七尺餘も低減した。蓋し是れ海底の隆起の結果であらう。

富崎村 富崎村は幸にして田畑山林、道路等の崩壊陥没したる箇所なく、從て陸地の變動として特記すべきものなし、ただ海底の變動としては海底の隆起約八尺餘にして海底干潟となりし爲めに、漁港を失ふに至つた。

長尾村 村内長尾川を境する高さ一丈餘の石垣倒潰、附近の土地に龜裂を生じたのみで、他に別段の變動を認めなかつた。

豊房村 豊房村に於ける地盤の變動は、河川河湖、埋立地または砂質地盤に著しく、地下にありては地殻の變動により一般に地下水の低下せるを認む。爲めに湧泉の涸渴、井水の低減を來たし水田もこれが爲に地目の變換するもの全村を通じて五六町歩に亘つた。就中白土坑業地は、地中空洞多きを以て特に變動の著しきを見る。

小部分の隆起陥没は到る處に出現せしも變動の最も甚しきは岡田區・明星ヶ谷附近及び出野尾區字

砂の作の谿間である。明星ヶ谷にありては耕地約三町歩に亘り不規則なる隆起と陥没とを生じ、同所字淺間山より字砂山に至る一帯の地域砂質地盤なるを以て縦横の龜裂と崩壊とを生じ、地上の樹木、或は傾斜、或は倒伏した。恰も猛颶の一過せる跡を観るが如く、同所の山脚大抵崩潰し、直下の水田爲めに膨起し、谿流は壅塞せられ紆餘曲折に耕地を貫流してゐる、畦畔また根柢より移動し、彼我の境界殆んど確認し難く、之れが整理殆んど策なし、只だ圖を按んじて之を設定するのみ。之れが復舊工事に着手するに當りては、全く新開地を拓くが如く、砂の作は數十枚の棚田をなせる水田悉く凸凸を生じたるも前者の比ではない。其の他に於ては山岳の崩壊は特筆すべきものもないが、只だ當村を貫流する長田川・鎌田川の兩岸は到る處崩壊し、殆んど創痍身に滿つるの觀がある。

館野村 建築物の被害の大なる割合に地形上の變動は少ない。稻區城山の北部約一段歩ばかりの崩壊を見た。道路の龜裂は所々にあつた。國分北條間縣道は、可なり龜裂と陥没とがあつたが車馬の交通は全く杜絶した程ではなかつた。その他の道路には大した龜裂はなかつたが、腰越から國府に通ずる新橋附近約一町ばかりは陥没した。耕地は腰越川沿ひの稻區一部に約二段歩ほどの落込んだところがあつたのみである。

九重村 本村は比較的低地であり、且つ耕地はいはゆるぬかり田の多き爲め其の部分に陥没乃至は龜裂等を生じ、地盤並に區劃等の變動を生じた。陸地の變動として記すべきものは耕作地に甚しく、これに次ぐものは山林原野等である。當村江田區の西端國府村延命寺に隣接せる小字内田川戸に屬する水田二段五畝歩に亘り隆起と陥没とを見、凹凸甚だしく最高地と最低地との差約六尺となつ

た其の他水田に龜裂・陥没・隆起は各區を通じて尙ほ甚だしく、道路に鐵路に地盤の低下陥没等被害の多大なるを見る。

稻都村 本村の大部をなす丘陵地帯は全部その地質、第三紀層なるも、小河川に沿ふ一帯の溝狀平地は第四紀層である。變動の最も多かつたのは此の第四紀層たる平地、河川流域及び道路沿線の土地であつた。

陸地の變動に付き本村變動地名を左に表記する。

- (一) 斷層地—トヅマ・四ツ田・六地藏・深井・御庄・中河川流域・池之内・中
- (二) 崩壊—飯出(山崩)御庄(山崩)
- (三) 龜裂—堀之内

(一) 斷層

(イ) トヅマ 斷層六尺位、長さ百十間、斜角度二〇度、南向(波狀最激地)

(ロ) 四ツ田 斷層五尺位、長さ四十間、北向

(ハ) 六地藏 斷層一尺五寸位、波狀緩、西向

(ニ) 深井 斷層一尺五寸位、長さ二百間位、緩波狀、南向

(ホ) 河川流域龜裂斷層複雑なり、向は皆河流に向ふ。

(ヘ) 池之内 斷層五尺乃至八尺四寸、南向、斜角五〇度位、最激地、延長二百五十間

(二) 崩壊

- (イ) 飯出 山崩、一八〇尺、厚さ五間位
- (ロ) 御庄 山崩、約五〇尺
- (三) 龜裂

堀之内 住宅地龜裂。

那古町 此處も地理上の變化は、平地に多くして、丘陵地に少ない。震源地が海底であつた爲めか、海岸の隆起は驚くべきものがある。以下その著しきものを列擧する。

(一) 陸地の變動

(1) 土地の隆起

- (イ) 海岸——一帯に約六尺位隆起、海水引き砂濱廣くなる。
- (ロ) 陸地——正木區の田地二尺餘隆起して米作不能となり、那古區大芝田丸の水田も同様に耕作の出來ぬ個所を生じた。

(2) 陥没

- (イ) 正木區川崎より、北條町に通ずる縣道約一町陥没。
- (ロ) 那古區大濱辨天社の附近十坪ほど陥没。
- (ハ) 正木區岡七尾山の裾水田二十坪餘五尺陥没。
- (3) 龜裂
- (イ) 那古區中濱下道、幅二尺、長三間。

(ロ) 同赤井下通 幅一尺、長一町。

(ハ) 寺町公園、龜裂大小無數。

(ニ) 正木區・矢田・御狩は田畑に無數の小龜裂。

(ホ) 正木より國府村府中に至る道路幅五寸、長二間のもの數條。

(4) 崩壊

(イ) 那古山に於ては、山の一角數十丈の懸崖一時に崩れて人命を損じた。

(ロ) 宿市場の山腹崩壊。

(ハ) 正木區西郷附近港川の堤防百餘間崩壊、水流困難となつた。

(ニ) 龜原區横峯、河岸崩壊道路の交通危険であつた。

(ホ) 正木區御狩用水地堤防三十間餘崩壊。

(二) 海底の變動

當町に面せる海底總て隆起、その程度は數尺より數十尺に達し、海岸の砂濱増加

(三) 其他

川崎・大芝・宿・辻附近は、井戸水濁り、水淺くなり、飲料の用を爲さぬほどとなつた。

船形町 船形町の發展は漁港の完成に俟たねばならない。町當局も亦た之れが完成に努め、最近漸くその實現を見んぞしたのであつたが、今回の大地震は多年の計畫をして根本から一變せねばならぬほどの致命傷であつた。

陸上の變動——大震一度襲來、一瞬にして龜裂と隆起が所々に起り、隆起は六尺餘に及んだが、刻々に來る餘震によりて、幾分低下した。そして、漸く五尺程度で止んだ。川名邊の如きは水田二町九段二十六歩、畑九畝十一歩の免租地を生じ、又野房の如き山林の崩ら、こと約一反歩ほどであつた。海底の變動——尙ほ本町海岸の如きは、瞬時にして海水減じ漁舟は走るに水なく、魚は磯邊に鰭を打つに至り、海底露出して砂地となれる所、二十町歩に及ぶ實に劇甚なる災害であつた。

八 束 村 本村は激震地であつた、那古・船形・富浦の諸町村に隣接し、比較的海岸に近く地質堅硬ならず。相當の被害があるが、地理上に大異變と認むべきものはない。只だ地盤一帯に幾分の隆起を見、なほ所々に部分的の陥没龜裂等を見るのみであつた。

當村手取品にあつては妙蓮寺の境内に長さ五六十間の間七八尺位陥没地、同寺の東方宮本城址の西麓には龜裂を生じ、清泉湧出す、而して城址の北方の山岳は崩壊して田地七八反埋没し、其餘勢丹生區を経て、一直線に富浦村南無谷に至る此の間約一里餘である。

其他、道路に耕地に陥落、龜裂を見る。

富 浦 村 從來本村の海岸ことに豊岡・原岡の海岸は大正六年の暴風雨の際激浪に洗はれ、爾來著しく海濱の面積を浸蝕せられたる以來、年々の激浪に其都度海岸を削り取られ、明治初年頃よりところによつては約一丁程も浸蝕された所がある。ところが、今回の大震により土地隆起したため、再び舊の面積を海岸に現出するに至つた。

(一) 陸地の變動

(1) 土地の隆起——大震災により本村の土地は一般に隆起した。その反對に海水面は約六尺の低下を見た。

(2) 龜 裂——龜裂は各所に現出せり。殊にその龜裂の中にも最も著しきものは裂罅の幅三尺、そしてその深さ一間、長さ數町に及ぶものあり。

(3) 崩 壊——道路丘陵の大崩壊せる個所十ヶ所を數ふ。

(4) 陥 没——陥没せる個所は割合に少く、唯だ多田良海岸に並行してゐる水田と其處の松林との中間に幅一間、長さ三町の陥没があつたが、その外著しいものはなかつた。

(二) 海底隆起と變化

海底は一般に隆起した、且つ各所に從來暗礁として海面に現はれざる岩礁の露出數多あり。尙ほ漁夫の言に依れば、海底の岩礁が波の激動のため破壊轉覆せるものも數多あつたと。

岩 井 村 岩井村に於て最も土地の原形を變じたるは海水の減少、即ち陸地の隆起したことである。昨日まで高崎小浦の海中に點々として波間に岩角の突出してゐたものが、現今にては其の岩石の全部の露出を見るに至つた。それが爲めに海岸の砂地が一倍の廣さを増した。又陥落隆起が所々に生じ、久枝・小浦・高崎區の井戸の廻りは四、五尺より少なきは一、二尺位陥落して井戸を使用し得ない所も多々あるに至つた。

(一) 陸上の變動

陸上の小變動は村内各所に現出し、殊に久枝の天神山及び平島山は崩壊し、原形を甚だしく變じ

尙は岩井・富浦の境界をなせる小浦の一山脈は地滑りの爲めに鐵道が破壊された。測量の結果によれば、當村は概して約五尺ばかりは隆起したと傳へる。

(二) 海底の變動

土地隆起のため久枝・高崎海岸は遠淺となり、漁撈の位置も自然變り、殊に小浦は海水三分の一に減少し、帆船・漁舟の碇泊に非常なる支障を來した。

勝山町 勝山町は地形にさしたる大變動は見ないが、沿岸一帯の土地隆起の爲めに、本町も亦約五尺の隆起を見るに至つた。それが爲めに道路は多少の龜裂や陥没、山の崩壊などがあつた。海岸も従つて一般に淺くなり、漁港など従前の如くに船の出入することが出來ない様になつた。従つて又漁撈する位置をも變せしめた。

(一) 陸地の變動

陸地の變動は主として龍島區方面にあつた。道路の龜裂が三ヶ所、停車場構内の凹凸、其の附近の龜裂及び陥没があつた。本町の北に聳ゆる淺間山半面崩壊し、浮島の一部も亦た崩壊して甚だしく風致を損じた。

(二) 海底の變動

土地隆起の爲めに海底は淺くなり、岩井袋區の漁港は淺深しなければ以前の如く船は碇泊することが出來ぬ様になり、又龍島區沖合は海底龜裂の爲めに地引網が引けぬやうになつた。

保田町 保田町の土地は一般に隆起し變動また尠からず、龜裂海底の陥没等要するに地之地

震の爲めなるべしと思はる。

(一) 陸地の變動

土地の變動はことに著しく隆起し、海岸一帯には五、六尺の隆起を見、又陸地の處々には龜裂多く、鋸山の懸崖には數箇所の大崩壊あり。市井原よりは天然瓦斯を噴出し、點火せば火焰二尺に達するの奇觀を呈した。

(二) 海底の變動

海底には陸地以上の大龜裂及び隆起、陥没の箇所あるべく思はるゝも、未だ詳細に知ることが出來ない。

佐久間村 佐久間村は房州の中心層をなして居る爲めか、震災の爲めに起つた地理上の變動は極めて少く、唯た山の崩れたるを所々に見るに過ぎなかつた。

陸地の變動

當村全體としては隆起したやうであるが、部分的に及ぼしたものは殆んどなかつた。又陥没の如きも皆無と云つてもよい位であつた。併し小さい龜裂は處々に見た。殊に津邊野山の頂には、巾約一尺、長さ一町餘に及ぶ地割を生じた。此の外山崩と共に川をせきとめ、その深さ三尋に達した所もあつた。

平群村 平群村にはこれといふ程の大なる變動なきも、從來滾々として盡きなかつた。山間の溪流も震災後はそれが全く絶えた所が多くなつた。

陸地の變動

當地の地盤軟弱なる箇所によりては、五坪乃至は十坪、多きは一畝ほど各所に五寸内外の隆起を見る。

陥落の箇所は發見することを得ざるも、村内の各方面には龜裂あり、殊に路面は一吋又は二吋位の龜裂少なからずあつた。山林では二、三箇所の崩壊を見るのみにて、他には何等の地形變動と見るべきものはない。

澁田村 本村は其の著しき變動を認めざるも、龜裂は到る處に見えた。殊に本村の南半に多かつた。この南半は耕地弘く、従つて地盤軟弱なる故にて、又北半は山地多く従つて地盤の堅固なる爲めであつたらう。

陸地の變動

本村千代區土澤より下堀區に通ずる海岸に沿ふ縣道は龜裂甚だしく數間崩壊した。この地は最近埋立工事を施した處である。

山地も處々に龜裂を生じ本村上堀山には崩壊低下せる處あるを見る、その他井戸水の激減したところ増加したところがあつた。左に田畑、山林の崖崩を表示する。

田畑崖崩

四反七一〇

山林崖崩

二四反七二〇

國府村 國府村には斷層、陥落、崩壊を生ずること最も多く斷層の連續數十町に亘り二米以上の喰違を生ず。陥落の箇所には家屋の落込んだ所があつた。以て本村が如何に激震地であつたかが

明示される。

陸地の變動

本村は陸地の變動殊に甚しく、本織區なる平群街道地先より番場部落を通過し、田圃を十數町の間を横斷し、字延命寺に至りて斷層最も甚しく一米九分に及ぶ喰違を見る。東方丘陵を斷ちて再び田圃に入り、九重村の一部を通過して稻都方面に到る延長約一里。而して之と平行し南方約五町の耕地に高さ一米二分の隆起線をなすこと十町に及ぶ。之が陥落、隆起のため田圃は遂に耕地として使用に堪へざるものを生じた。その他、明石區にては稻都に通ずる街道約五十間崩壊し人丸神社の下耕地は崩壊し、谷向區に於ては海老敷に通ずる道路中、蓮華院、地先約五十間の所崩壊し、海老敷より平群川に注ぐ支流に沿ひて海老敷、大學口、山下の各區耕地が崩壊した。

白濱村

郡内の激甚地に比して、震動は比較的輕微なりし爲め、自然地理上より見ても甚しき變動を見ないが、土地の隆起に伴ふ海岸線の變動は最も著しきものがあつた。道路の破損、山岳の一部崩壊等は甚だ僅少である。殊に遺憾とする所は、人文地理上より見て野島崎燈臺の倒潰であつた本村の地盤は極めて強固にして、岩石到る所に露出し壤土層の甚だ少なきは、震災をして輕減せしめたる一因ならんかと思はる。海軍水路部及び野島崎燈臺の調査によれば、本村沿岸は潮水と海岸線との關係よりして、測量の結果約一米半の隆起を示した。

七浦村

七浦村は土地隆起により汀線の降下約一米餘にして、海岸は磯根露出し、日を経るに従つて海草及び潮に取り残されたる雜魚、介類の枯死するものあり、異様の臭氣紛々として十數日

を經るも尙ほ止まなかつた。

地下の變動は不明なるも、井水湧出に變動があつた。震災前は給水不足なかりしもの、減少して不足を告ぐるあり、或は却つて其の増加を見たものもあつた。

高塚山丘陵の外面の斷崖には十數ヶ所の崩壊ありて、中一ヶ所は幅十數間に亘り二、三日間は餘震毎に潰落し、下方の耕地を埋没するに及んだ。

千倉町 激震と共に海水は遠く引き去つて、今にも海嘯に襲はるゝにあらすやと疑はれたが幸にその事なきは全く不幸中の幸であつた。然しそれは海底隆起の爲めであつたことが後になつて分つた。陸上の變動は海底の如く著しくはなかつたが崩壊・龜裂・陥没の箇所は尠なからずあつた。

(一) 陸上の變動

土地の龜裂・崩壊・陥没等は處々にあつたが、何れも大なるものはなかつた。然し橋梁の破壊、道路の龜裂は交通上甚だしき不便を感せしめた。井水の斷絶せるもの、減少せるもの、又盛に噴出するに至つたものもあつたが、何れも地層の變動に原因したものであらう。

(二) 海底の變動

當地海底は一般に隆起せしこと凡そ五尺、當日午前中迄の海底は午後からは永久の陸地と化した。其れ故、地面の上に現はれるに至つた岩石に附着せる動植物及び海底に棲息せし動物は、この激變の爲め斃死又は枯死するもの多く、異様の臭氣鼻を衝くこと數十日に及んだ。また沖合の海底にも相當の變動があつたであらうが詳細は知り得ない。

健田村

健田村は主として土地の斷層・隆起・陥没等にして、隆起の状況は當村地先に於て約四尺五寸・陥没の地にありては判明ならざるも、其の隆起の状況に於ては、當地先瀬戸海岸富津輪に於ては約四、五尺。一大天然港を形成し、その周圍の岩礁は海水上に現はれ、幅四五十間、周圍五六町に及ぶ。深き所は十七八尺に達した。

土地の陥没状況にありては村内大貫の地先里道約數十間、九重より千倉に至る縣道宇田地先に於て約二町餘等にて、其の他山林及び宅地、耕地等の崩壊せるところ六ヶ所、橋梁の墜落五ヶ所、隧道一ヶ所であつた。一時は通行に困難のところも少なくなかつた。

千歳村

千歳村一帯の土地は最初の震動で、凡そ四尺も隆起し、また處々に大龜裂を生じたのである。安馬谷と千田谷とに陥落はあつたが、さまで激しくはなかつた。唯々野となく山となく田畑・宅地・道路等いたる處に大きな龜裂が出来たので、甚だしく交通上の不便を感じた。

海底も一般に隆起したので、これまで水の中に隠れてゐた岩根も水上に姿を出したものが少くない白子の漁港など、その以前は水も深く漁船は陸近くに繋がれてゐたが、大震後は全く干潟となつてしまつた。其の波止場は、よくこの前後の關係を物語つてゐる。

豊田村

本村一帯に大なる變動なく唯だ數ヶ所に隆起、或は陥落を見たばかりである。

陸地の變動

村内陥落の箇所は、大字加茂、御代の水田二十町歩餘、隆起した水田は大字西原、矢田の八町歩等は村内屈指の變動地である尙ほ溜池隆起の爲め水深二尺以上を減せるもの大字岩糸・根切の溜池、

谷頭の溜池にして、耕地灌水に不足を來すに至つた。

丸村 丸村に於ける土地の隆起、陥没等は極めて少なく、地面道路の龜裂は夥しく、岩や山の崩壊も處々にあつた。

(一) 土地の隆起

丸村師珠ヶ谷區に於ては、約二反歩に亘る耕地が凡そ一尺以上も隆起せるは、本村中最も甚しき現象である。其の他に於ては別に著しき隆起の状態を見ない。

(二) 土地の陥没

全般に亘り別に著しき個所はないが、本村丸山川沿岸其の他の川岸に連れる土地は二帯に多少の陥没を生じ、其の中最も甚しきは沿岸の田地所有者にして、一人約四反歩の被害をうけたるものあり以上の地盤には一尺以上二尺五寸位の喰違ひを生じたるものあり。其の他、河岸の田地所有者は大抵多少の損害を被らないものはない。道路の陥没喰違ひたるものには、幅六寸に達するものありて馬車の交通は不可能であつた。

(三) 龜裂と崩壊

全村に亘り水田には無數の龜裂を生じ、廣きものに至りては三寸乃至五寸幅もあるもの稀ならず、其の被害は極めて甚大である。又道路は大龜裂を生じ、幅五六寸に達するものあり。學校の校庭も四、五寸幅の大龜裂を生じた。丸村大井、師珠ヶ谷等の山地には崖くづれ處々にあり。然し、大なる崩壊、崖くづれ等はなかつた。

北三原村 北三原村には山林、原野の崩壊多く、特に面積の大なるものありては、崩壊一ヶ所の面積凡そ二町歩に亘り、また川を埋没して流れを断ち、恰も湖水狀を呈した箇所もある。其の他山脈は到る處山上に龜裂を生じた。

陸地の變動

道路の崩壊、低地の凹凸、耕地の龜裂、井戸水の斷水若しくは湧出するもの枚舉に遑あらずである稀には塩分を含める井戸水、或は水中より瓦斯を發する所もあつた。

南三原村 本村の地理的變動の中で特記すべきものは下の如くである。

(一) 陸地の變動

土地全體に隆起して、汀線の退くこと一町餘、磯岸に於ては震前の大干潮線が震後の大満潮線となり、又磯岩に記されたる干満平均線が著しく昂起せる等より見て四、五尺程の隆起ありたることは確かである。これが爲め温石川、三原川等の下流は震前河水の滯滞約五、六尺なりしも、震後は海底の岩石累々として露出し、また流れも急激となつた。松田海岸に於ては砂濱なりし汀線に大小の磯岩群出し、景趣全く一變した。

海發區所田原・谷田・白渚區前畑・小原・沼區南川等に於ては、低下四尺程の陥落を見る。其の他地盤の軟弱なる個所には隨所に龜裂を生じ、其の他、道路を横切りて小龜裂あり。大なる裂口は二尺餘長さ十五間。深さ八、九尺にして、底には水を湛へてゐた。

大字白渚の淺間山の南東面の崩壊は最も著しく、最大なるは西端のものにして高さ四十五間、幅は

底部に於ては百餘間三角形を呈す、積面約一町歩。山林土砂と共に崩壊し、崖下の三原川を全く埋没横断し、上方には水の深さ三丈餘の一小湖を堰止め、この水漸次水路を求め、下流五段歩の田畑を流出し去り、遂に全然河床を變ずるに至つた。

(二) 海底の變動

陸地の隆起に伴つて海底の隆起は想像に餘りあるも、詳細は全く不明である。汀線より沖合百間程に汀線と平行に一大淺瀬の存在を認む。其の他井戸の潰滅、井水の涸渴・減少・増量・泥濁等の變化があつた。

和田町

和田町は大震當時干潮甚だしく沿岸一帯の岩石露出せるを見て町民は海嘯襲來の前兆と思ひ、一家を舉げて山野に避難する者も夥しかつたが、九月十五日農商務省より門倉技師・及川技手の兩氏視察せられ、猶ほ陸地測量部より技師出張せらるゝに至り、全然、こゝは土地隆起の結果なるを知るに至つた。其の報告に依れば、沿岸一帯平均三尺餘の隆起を來たした爲めに、漁港の如きは海底露出し、船舶の出入の自由を失つた。其の他、山麓・山道・田畑等の如きは龜裂・崩壊せる所もあつたが、特記に値する程の被害・慘狀を認めない。

江見村

本村地理上の變動は左掲の通りである。

(一) 陸地の變動

山林・耕地・宅地の龜裂・崩壊等多少あるも、之として特記すべきものなし。

(二) 海底の變動

海岸一帯に四尺程の隆起で、漁港の水深が減じて船着が不便となつた。又海底の岩石が崩壊して、蝶螺・牡蠣・鮑等介殻類の、ために壓死せるものが少くなかつた。

太海村

太海村に於ける地理上の變動は、殆ど皆無といつた程度である。

(一) 陸地の變動

一帯に五、六尺の隆起をなしたる外、陥没、低下の個所なし。山崩は一個所にて、縣道を埋め四、五日間交通は杜絶した。

(二) 海底の變動

海底は一般に一尋内に亘りて隆起したやうである。

曾呂村

曾呂村は地盤の鞏固なる關係上、概して陸地には變動を見ず。唯だ僅かに小崩壊の個所を見るのみであつた。

大山村

本村には到る所に大小の龜裂を生じ、隆起陥没等著しく變形したる所はなかつたが大字金東、榎畑の山中崩壊したるもの一ヶ所あり。尙ほ嶺岡山脈及び鋸山山脈の東西の各所に低下せるものありて、村を縦断せる鴨川、保田間の縣道に龜裂數ヶ所あつたが、交通には支障はなかつた。

吉尾村

(一) 陸地の變動

土地隆起の状態を隨所に認め、また河川沿岸の崩壊、陸地の陥没、龜裂するあり、山脈傾斜地は崩壊の個所も亦各所にあつた。

(二) 地底の變動

隆起低下、その他、地殻内部の状況窺知すべからざるも、井水及び湧泉等の増減に因りて、水脈に異變を來したものと推測される。殊に井水には、其の水質に變化を生じたるものがあつた。

主基村 主基村は土地の變動は極めて輕微である。幾分の隆起があつたやうであるが、判然とは分らない位だ、僅に田面の龜裂と石垣などの崩壊があつたが大した變化はなかつた。

田原村 田原村に於ては道路及び耕地の龜裂、陥没せるもの頗る多く、殊に本村中央を西より東にわたつて、被害多く、大里區の大津吉三氏の、住宅の床下面積十數坪が數尺餘陥没した、又金山川の如きはその地下の水源に變動のあつたものか、震災後に於ては著しく其の水量を減じたるなどの奇現象を呈せるもの尠ならずあつた。

鴨川町 鴨川町は、地理上の變動として別に特記すべき程のものがない。陸地は、地盤一帯に三尺餘の隆起を見た。海底は地盤の隆起に伴ひ、海面著しく低下の爲めに、海中の岩石露出して、從來の景趣を一變するに至つた。

西條村 西條村は地理上の變動に就て、何等特記すべきものなし。

東條村 東條村は、土地隆起したる爲めか、地震以後と、その以前との陸と波際との間が少しく遠くなりたること、また礫岩の如きは従前海底にありしも、今は海面上に顯れたるものが多い。

陸地の變動に就ては、唯だ海面より推察して、多少隆起したものと認むることが出来るが、海底の變動に就ては正確には分らない。

天津町 天津町の地盤は一帯に岩石である、従て他町村に比して、震動の度は輕微の方であつた。地盤の龜裂又は陥落の個所も皆無であつた。

(一) 陸地の變動

住居地・田畑・山林等には別に變動を見ないが、海岸を見るに從來潮の干満程度に比し、其の隆起せること二、三尺である。それが爲めに從來使用してゐた船曳き場等は使用に堪えざるに至つた。

(二) 海底の變動

港内は陸地と俱に隆起したるらしく、船舶の出入及び繫留に困難である。深海に至りては實測しがたきも、一帯に隆起の状態である。低下した現象はない。

湊村 湊村に於ける陸地の隆起箇所は認めざるも岩石の龜裂、山岳の崩壊したる箇所は各所にあつた。

海岸の變動

海底の隆起に至りては約二、三尺にして、是まで使用して居た貯魚池は海水の出入なき爲め、遂に不用となつて了まつた。その他、本村の特産物である海草の如きは海鹿・ハバ・海苔等は皆無となつた。

第三章 人畜の被害

一般の歴史で見ると、地震の大小は、人及び家畜の死傷と、家屋の倒潰とが、大體の標準になつてゐる。勿論地震の時刻と、その場所、殊に市街地と村落とで可なり差異のあることであるが、兎も角本章に記する人及び家畜の被害は、地震のあらゆる被害の中で、最も注意して見るべき事項の一であらう。

一

震度の大小は、本編の初めに掲ぐる被害地圖によつて明かなる如く、館山灣に沿ふた圖に縦横線を以て示した八町村が、最も激震で、その震動の勢は、内灣から、一直線に外洋に向つて東走してゐる。そして此の八町村に隣接した町村が之れに次ぐのである。即ち圖の横線の町村がそれである。圖の縦線の町村は、概して丘陵の地で、震度は他に比して稍や輕微であつた。

又本章の人及び家畜の被害も、前掲の調査表に示すが如く、圖の縦横線を以て示した町村が比較的被害が多かつた。殊にその中でも館山・北條・那古・船形の四町は市街地の爲めであらう、死傷率が多い。以下例によつて調査表順に各町村の實況を掲げる。

北條町 人生悲惨事鮮なからざるも、不慮の天災に倒る、位、悲惨なことはない。或は最愛の妻子を残し、或は老に先だちして、いはゆる鰥寡孤獨そのもの、中に、日夜震災の脅威に戰慄しつ

、生活の不安に傷心する位悲惨なものはあるまい。今回の震災は實に此の物凄き悲劇の場景を人の目の眼前に展開したのである。ひとり人間のみではない、厩舎倒潰の爲めに、家畜の死傷も亦た多きに達してゐる。下にその總括数を掲げる。斯くまで死傷者の多かつたのは、一面には北條町が地震の強烈であつたことを物語り、他面には當時避暑旅客の入り込んでゐた爲めであつたことに原因する。

死亡者 二二二人

負傷者 二六八人

馬壓死 五頭

牛壓死 七頭

館山町 館山町は、家屋の倒潰数の多い割合には死傷者が北條町に比して多くなかつたことは何よりの幸である。即ち

死者 一一六人

傷者 一五二人(不具者となつた者五人)

乳牛及馬 各一頭

鶏 一四一羽

西岬村 本村の被害は西岬村山脈の南と北とで大なる差異がある。即ち鏡浦に面したる方面には被害が最も多い。

死亡者(男) 四人

(女) 九人

計十三人

負傷者(男) 十一人

(女) 七人

計十八人

畜牛 二頭

神戸村 庭園・道路所撰ばず、また人畜の差別なく轟然たる音響と、並ならぬ震動により、右に揺れ、左に倒れ、數十分餘。漸くにして起てば建物の倒潰、人畜の死傷、眼も當てられぬ修羅のちまた、救ひを求むる者、またこれを救はんとする者、騒然たること言語に絶した。一方には倒潰家屋内の火元に向つて消火に努むる者もあり、活動實に目覚ましきものがあつた。この時不幸左記の如き死傷者を出すに至つた。

死亡者〔男八人 計十二人 負傷者 八人〕
本村に原籍を有して他郷にて死亡せる者左の如し。

死亡者〔男四人 女七人〕

畜類の斃死は、牛馬一頭のみ。

富崎村 富崎村は幸にして人畜の被害ことのほか僅少であつた。然し遺憾ながら左の死傷者を出した。

死亡者 男一人 負傷者〔男二人 女四人〕

長尾村 長尾村の人畜に及ぼした被害は、僅少であつた。即ち

死者 二人 負傷者 三〇人

豊房村 全村を通じて人畜の被害比較的少なりしは、茅葺家屋の多きに依るであらう。概して建築用材如何に頑丈なるも家根の重量重きものは、爲めに倒潰せしもの多きを見る。左に人畜の被害を表示する。

死亡者〔死亡者 二 三 畜類〔牛壓死 二 五 馬壓死 二〕 負傷者 二 四 三〕

館野村 本村内に於て、震災の爲めに死亡、又は重傷を負ひて終に死去せしもの、數は、左表の通りである。

大 區 名	死者	重傷後死亡	稻 區 名	死者	重傷後死亡
網	一	一	七	七	三

安布里	〇	一	廣	三	一
山本	九	一	瀨	一	一
國分	一〇	三			

但し他町村に在りて死傷した數を合すれば、死者五七人、重傷者二三人となる。

九重村 九重村に於ける被害は單に人畜のみに限らず建物・産業・教育・交通等あらゆるもの、被害は實に甚だしかつた。左記に人畜の被害を表示する。

死亡者〔死亡者 二 四 合計 六 四人 家畜壓死〔牛 九 馬 四 鶏 六〕 損害價額〔二 二 五 〇 圓 一 一 〇 〇 圓 四 圓 三 〇 圓〕 負傷者 四 〇〕

稻都村 村人の多くは田畑にありて耕作中、大地は恰も波打つが如き一大震動起り、忽ち崩壊・龜裂を生じ家屋は倒潰し、大地は裂けて泥水を噴き、人は梁木下に壓せられて傷く者あり、不幸にして死するありて、人心恟々として村内は恰も鼎のにえたるが如く悲鳴をあげて泣き叫ぶ聲、援を呼ぶ聲、警鐘の響きは宛ら修羅場の觀を呈し、その混亂はいふを俟たない。人畜の被害は次の如し。

死亡者〔死亡者 二 八 人 畜類の死亡 一 負傷者 二 六 人〕

那古町 此處は激震地帯の一部である。家屋の潰倒・地理上の變動等は各章に記するが如く北條・館山に次ぐの惨害である。今當町人畜の被害を數字に記すれば左の如くである。

死亡者〔死者 一 二 五人 牛馬壓死 三 頭 負傷者 三 〇 〇 人〕

(救助戸數八八八戸、人員五一八〇人)

船形町 本町の受けたる災害は實に激甚にして、家屋の倒潰に加ふるに樞要なる區域の大部

分は火災の爲めに烏有に歸した。町民の大部分は漁業に従事し、農家は同町戸數の一割に足らざる状態なるが故に、家畜の被害は殆んどなく唯だ焼失區域にて少數なる家畜の被害あるに止まるのみ。左に本町に於ける此等の被害數を表示する。

震災當時在住者總數	男 三、二〇五	死亡者數	男 五、六
	女 三、〇八二		七、六
負傷者數	男 一、一七二	行衛不明	男 一、六八
	女 一、七七八	女 〇	女 二、五五
震災當時在住者合計	六、二八七	被害者合計	四、二二

八 東 村 八東村は家屋の倒潰少なきを以つて従つて人畜の被害亦た少なし、即ち罹災者の中自村内にありて、或は壓死、或は負傷せるもの、外、他町村に在りしものを示す。

村内に於ける壓死者は一男には無く、女子一人。

村内に於ける輕傷者は一男子は無く、女子七人。

村外に於ける壓死者は一男女共無し。

村外に於ける重傷者は一女子は無く、男子四人。

畜類の被害には牛馬豚鶏の中、牛の負傷一頭及死亡二頭とを出す。

富 浦 村 富浦村は曾て安政の大地震にも可なりの災害を被りしと傳へらるゝも確然たる記録は勿論、是れといふ言ひ傳へもないが、今回の震災には左の如き死傷者を出した。

死傷者	死亡者 一〇一人	牛	四頭	豚	四頭
	負傷者 一七二人				

岩 井 村 岩井村は地盤の關係に依るものか、海岸近くに最も被害多く、従つて人畜の被害も

多數を出すに至つた。

在籍及在住者にして死亡せる者	三九人
重 輕 傷 者	六九人
他に家畜として牛一頭壓死	

勝 山 町 勝山町に於ける死傷者は左の如くであるが、畜類には何等の被害はなかつた。

死傷者	死亡者 三五人
	負傷者 四一人

保 田 町 保田町の住民は大震に依る極度の恐怖と海嘯の襲來を慮り、人心恟々として安からず、海岸一帯の住民は倒潰せると否とに關はらず、悉く高地に避難した。そして負傷者を負ひ、老幼を援けて難を避くるの狀態は、實に慘憺たるものがあつた。遂に左の如き被害を見るに至つた。

壓死者六一人。重傷者六〇人。輕傷者二七〇人。畜類の被害なし。

佐久間村 佐久間村に於ける人畜の被害は左の如し。

死亡者三人。壓死者一人。負傷者一人。他に畜類の被害なし。

平 群 村 平群村にては人畜の被害一もなし。

瀧 田 村 瀧田村の被害範圍は村の一半に過ぎなかつたから、従つて人畜の被害も比較的少なかつた。

本村人口總數は二六〇六人にして、死亡者一人。負傷者一人。この負傷者の中、

醫師の治療を一週間要せる者八人。不具となりたる者二人。其の他一人。

國 府 村 國府村には斷層・陥落・崩壊を生ずること最も甚しく、斷層の連續は數十町に亘り二

米以上の喰違を生じ、従つて陥落の箇所には家屋、人畜の落込んだものがあつた。その被害数は左の如し。

當村の總人口數二、〇〇〇人。死亡者三六人。負傷者九五五人。家畜の壓死四頭。

白濱村 白濱村に於ける人畜の被害は實に僅少であつた。即ち死亡者一人。其の他畜類の被害一もなし。

七浦村 七浦村の被害は村内住民よりも村外に移住せるもの、被害數多く、その數は左の如し。

死亡者一人。負傷者二人。馬一頭斃死。本村以外に於ける死亡者は六人。

千倉町 千倉町民も震動の即時は、唯だ驚愕の外何物もなく戸外に居る者は眼を見張るばかりであつた。然し我に歸りしときは親族の安否を氣遣ひて或は呼び廻り、或は救護を求め、全く混亂の極を呈した。被害中微傷者は無數であつたが、死傷は左の如し。

死亡者三七人。負傷者五九人。負傷者中假設救護所に收容したる者五九人。

(内全治者二人。死亡者五人) 畜類は牛一頭の壓死ありたるのみ。

健田村 健田村に於ける人畜の狀況は本村住民中、村内に壓死せる者二〇人、本村に戸籍を有し他に於て壓死せる者六七人。負傷せる者一五人にして、比較的老幼の人に多かつた。役場、學校の建築物の如きは悉く倒潰したのであるが、其處には死傷者は一人もなかつた。

千歳村 千歳村に於ける村人の多くは倒壞した家の側に一族一團となつて、念佛を唱へて身の

安全を神佛に祈つて居た。右往左往する老若男女の混亂は實に此の世ながらの地獄の責苦と思はれたかうした混亂も今回の地震が晝間の出來事であつた爲め、人畜の被害の尠かつたのは不幸中の幸である。が、人畜に左の如き被害を見た。

死傷者(死亡者) 三九人 家畜壓死 二頭
負傷者(負傷者) 一三人

豊田村 村人の多くは耕作に出てゐたので、我が家の安否を氣遣ひつゝ、走せ歸て見れば住家は既に潰れ、食ふものもなく、寝るところもなくなつてゐるのは悲哀の情を一層深からしめた。遂に如何ともその術をなく、左の如き死傷者を出すに至つた。

死亡者(男) 一二人 負傷者(重傷者) 一九人
(女) 一九人 (輕傷者) 三三人

家畜の壓死 七頭

丸村 丸村は全部を通じて人畜の被害は僅少であつた。左にその被害を表示する。
死亡者六人。負傷者一〇人。他に家畜の被害なし。

北三原村 村内一般住民は野外仕事に出てゐたもの多く、家に残れる者は老幼婦女子が多かつた。當時村内住民の動靜を表示すれば、

在宅せる者 七〇〇人 畑耕作中のもの 一三〇〇人 外出中のもの 三八〇人

被害は幸にして村内住民には皆無であつたが、不幸にして出寄留中のものに死亡せるものあり、即ち

死傷者(死亡者) 三人 家畜の被害なし
(負傷者) 二人

南三原村 南三原に於ける死傷者の多くは地震をあまりに輕視して、坐ながら壓死せるもの、

また出でんとして廂に打たれたるもの、病氣及び看護中のもの、又は家人を救はんとして果し得なかつたものが多い。左に被害数を表示する。

死亡者二人。負傷者八六人。家畜の壓死三頭。

和田町 幸に和田町は強震地帯に外れてゐたので、他町村に比すれば、人畜其の他の被害も大なるものなし。

死亡者一人。重傷者一四人。輕傷者五〇人。家畜の被害なし。

江見村 江見村は激震域から云へば、東北に偏した土地であるが、地盤の關係であらう、和田・七浦・白濱・富崎等の震源地に近い地方に比して、被害の程度は割合に大きかつた。その被害を左に表示する。

死亡者四人。負傷者一人。家畜の被害なし。

この他鴨川町に四名。田原村に二名の負傷者を出したるも、大海村・曾呂村・大山村・吉尾村・主基村・西條村・東條村・天津町・湊村等幸にして人畜の被害なし。

第四章 家屋其の他の被害

地震が持つ大破壊力は、何の容赦もなく、人の造つた有ゆるものを破壊し去つたが、中にも人類に最も痛苦を與へたものは、家屋の大破壊であつた。建築物の總てが將基倒しに倒されて了つたことである。人の上に被つた死傷の事實は、慘絶とも悲絶とも、勿論、形容すべき言葉もないのであるが、

人の子の住む家屋が何の準備も何の用意もなく、突發的に大暴力の下に粉微塵にされて了つたことは天災といへば天災、随分殘酷なふるまひといふの外はない。

被害者の多くの中には、老病者もあつた。産婦もあつた。瀕死の病患を抱いてゐたものもあつた。ところが、一瞬のうちにその住んでゐた城廓が、大地の大震動と共に倒潰して、跡形も留めない始末である。加之ならず家屋の倒潰に觸れて、其處に又新たに幾多の壓死者や、重傷者を産み出したのである、あゝ、地震。汝の名は實にサタンである。

以下殘酷な地震が、地上の有ゆる建物の上に殘したその殘酷さの跡を記さう。

北條町 當町の總戸數は一千六百十六戸であるが、その倒潰數は實に百分の九六に達してゐる。即ち全潰一千五百二戸、半潰四十七戸である。その他町内の建築物といふ建築物は殆んど倒潰して了つた。即ち郡役所・舊郡會議事堂・町役場・裁判所・警察署・縣立中學校・縣立高等女學校・町立小學校・銀行會社・北條停車場を始め商店・農家・旅館・倉庫等は勿論、此等の附屬建物まで、殆んど全滅の姿であつた。唯だ僅かに房州銀行と、古川銀行・北條稅務署・北條病院の數軒が倒潰から免れて存在したのみである。

房州で有名な八幡神社の拜殿も、鳥居も、其處の紀念碑も、惜いかな此の地震で悉く倒潰の厄に會つた。

次に諸建物の被害を表示する。

全戸數	一、五〇二	半潰戸數	四七	燒失戸數	一八
震災誌	第三章	家屋其の他の被害			三七

官衙全潰 四 同半潰 一 公署全潰 一 學校倒潰 三
 館山町 此處も北條と同じ館山灣沿ひの町である。激震中の激震地だ。建築物の被害は、郡内随一といつてよいところだ。館山の總戸數は一千六百七十八戸であつたが、その百分の九九までは倒潰と焼失とで、實に驚くべき數である。例によつて、次にその被害の總數を種類別に掲げる。

住家	全潰	半潰	全燒	全潰	半潰	全燒
公署	九四五	五四六	八	一	一	一
神社	一六	一	一	一	一	一
銀行會社	一三	一	一	一	一	一
倉庫	四一	四	一	一	一	一
病院	一四〇	三五	九	三	三	一
西岬村	二	三	一	一	一	一

西岬村の總戸數は七百九十三戸であるが、その中地震襲來の爲めに倒潰せる被害數を左に表示する。

全潰 百〇七戸 半潰 百四十六戸 流失 一戸
 學校(西) 全潰 一棟 全潰 一棟 半潰 一棟
 學校(東) 全潰 四社 半潰 八社
 神社 全潰 四院 半潰 四院
 寺院 全潰 四院 半潰 四院
 有名な洲崎神社も亦たその拜殿は全潰に歸した。
 神戸村 神戸は全村に亘り住家、非住家を通じて千三百餘棟を倒潰した。左に公私建物の被害を表示する。

種別	棟數	坪數	備考
役場廳舎	一	三六	内附屬六坪ヲ含ム
巡查駐在所	一	一七	事務室共
小學校舎	四	三九二	本校及分教場
其他工作場	三	一	門柱、石垣其他
神社	七	五二	本殿附屬建物
寺院	六	三〇	寺院、堂宇附屬共

一般民家の被害數	全潰	半潰	大破	全燒	合計
住家	一九七	八一	一二九	一	四〇八
其他建物	四〇三	一六九	三二〇	〇	八九二
合計	六〇〇	二五〇	四四九	一	一、三〇〇

官幣大社安房神社は、安房第一の大社であるが地震の爲めに被害のなかつたことは何よりも喜ばしい。
 富崎村 富崎村の總戸數は五百八十戸。被害の大部分は海嘯襲來により流失したのである。比較的地震の倒潰家は僅少であつた。左に區別してそれを表示すれば

住家	全潰	流失	半潰	流失
住家	一七〇	五〇	半潰	流失
非住家	全潰	流失	半潰	流失
非住家	一七九	七九	半潰	流失

其他公私建物に付ての概略を左に示す。

役場廳舎 一棟 二四坪 破損

を語つてゐる。

區名	種別	全潰	半潰	半潰以下
大網	住家	一一三	一一〇	四
安布	住家	二五〇	八二〇	一五
山本	住家	一九二	一六〇〇	三九
國分	住家	一五九	八一五	四
稻	住家	五六九	三七七	五
腰越	住家	八三七	二二三	一
廣瀬	住家	九六五	一八一	一
有名な國分寺は、地震の爲めに全潰して了つた。				
九重村	住家	三七二	六〇	一
或は傾斜して到底居住に堪へない。之を復舊せしめんには寧ろ全潰程度の經費を要すべきもの多く、真に家屋の形骸を存するのみであつた。被害程度左の如し。				
種目	全潰	半潰	焼失	
住家	三三七	六〇	一	
非住家	五九四	二四二	一	
學校	一			

役場 一
社寺工場其他 一八
合計 九八六
稲都村 稲都村にては初め微弱なる震動を感じて後僅か十數秒にして急激なる震動起り、續いて襲來せし激烈なる鳴動に、野も山も、大地は恰も波打つが如く忽ち崩壞、龜裂を生じ、家屋其他の建造物は見る々々中に倒潰し、砂屋の中に大音響をあげて、壊滅して了つた。左にその被害を示す。

全潰	半潰	焼失
民家 二七六	同上	同上
學校 一一	同上	同上
役場 一	同上	同上
遊藝場 一	同上	同上
避難所 一	同上	同上
神社 五	同上	同上

那古町 此處は、隣の船形と共に、館山灣に沿ふ激震地帯である。調査表に現はれた比數で見ても驚くばかりである。即ち建物の被害は、全戸數九百戸に對して百分の九八に達してゐる。死傷者も可なり多かつたが、建物も殆んど全滅といつた姿である。之れを表示すれば、

全潰	半潰	全潰	半潰
住家 八七〇	一八	社寺工場 三二	四
非住家 一七〇五	一一二	學校 役場 二	一

房州で有名な那古觀音は、坂東三十三觀音札所の一であるが、地震で山崩れの爲め堂宇は大破損を來したが、直ちに復舊に着手した。

船形町 本町の受たる災害は實に激甚にして、家屋の倒潰に加ふるに樞要な區域は火災の爲

め島有に歸した。即ち全町戸數一、一四二戸中、全潰家屋五八九戸、半潰家屋一七二戸、燒失家屋三五三戸である。其の他公共建築物は小學校、町役場は勿論主なる神社、佛閣に至るまで悉く倒潰に歸した随つて其の損害價額も三百數十萬圓の巨額に達した。住家の被害は漁業者が多く、非住家の被害は比較的商工業、農業者に多かつた。但し燒失せる區域は漁業商工業者が大部分である。左に被害數を示す。

住家	全潰	五八九	半潰	一七二	燒失	三五三
非住家	全潰	一	三	一	一	一
合計	全潰	一、一四二	半潰	一七二	燒失	三五三

公共建築物の被害數は

小學校	全潰	一	半潰	一	燒失	一
町役場	全潰	一	半潰	一	燒失	一
神社佛閣	全潰	一	半潰	一	燒失	一
合計	全潰	一	半潰	一	燒失	一

此處の有名な船形觀音が、地震の爲めに大損害をうけたのは惜いことである。又西行寺も、地震で倒潰した。

八東村 八東村は一般に地盤堅固の爲め家屋建築物の被害は比較的少數である。全村家屋諸建築物の被害計數左の如し。

小學校	全潰	一	半潰	三	燒失	三
町役場	全潰	一	半潰	一	燒失	一
神社佛閣	全潰	一	半潰	一	燒失	一
合計	全潰	一	半潰	三	燒失	三

神 社 二 一 一 一 合 計 一四八 五二 三

其の他隔離病舎半潰一棟。

富 浦 村 安政の大地震にも本村は可なり被害ありしと傳へらるゝも、確乎たる記録も、またさうした傳説もないので、一般人は被害に對しては何等の豫防的智識なく、且つ震後の處置に對しても何等經驗をも有するものがなかつた。今回の大震災に直面しては殆ど茫然自失の有様であつた。従つて個人的損害額百八十六萬二千四百五十九圓、公共方面の損害額二十三萬八千四十四圓、總計二百十萬五百三圓の大損害を見るに至つた。

左に家屋及び建築物の被害を表示する。

住家	全潰	六九〇	半潰	一五五	燒失	三五
非住家	全潰	一	半潰	一	燒失	一
合計	全潰	六九一	半潰	一五六	燒失	三六

備考 本表住家は戸數、社寺は棟數、非住家は坪數を示す

岩 井 村 岩井村の震害は地盤の關係に依るが、海岸近くに被害多く、小浦を最とし久枝・高崎・市部・竹内之れに次ぎ、合戸・吉谷・住家の倒潰數戸を出し、二部・檢儀谷は大破あるも、全潰せしものはなし。

而して建物其の他の物質的損害高は約百二十萬圓以上に達した。左に私有建物及び村有建物社寺に就ての被害數を表示する。

私有建物

震災誌 第三章 家屋其の他の被害

住家	破	半	全	三二八	非住家	破	半	全	三七三
				二九一					三二六
				二二					三一

村有建物	小学校々舎	大	半	全	破	潰	潰	潰	役場	廳舎	破	潰
									巡査	駐在所	半	潰

社	拜殿	半	全	潰	潰	潰	潰	庫	幣殿	半	全	潰
	本堂	半	全	潰	潰	潰	潰	禪	半	全	潰	潰

郷社天満神社は、拜殿の倒潰したのみで、他には異状がなかった。

勝山町 勝山町に於ける被害は全部を通じて、全潰百九十九にして、その中神社三、寺院四人家百九十二戸。半潰は人家二百八十七戸、學校一、町役場一、合計二百八十九の被害を見た。他に焼失人家一戸を出せり。

保田町 保田町は總戸數一、一三〇を有し、内倒潰戸數二百六十四戸、半潰戸數六十五戸、修理を要すべき戸數三百二十戸、神社の倒潰三、寺院の倒潰一寺、半潰一寺、學校の倒潰二棟、半潰一棟を出した。

佐久間村 佐久間村に於ける家屋及び建築物の被害は割合に少なかった。然し、左の如く全潰半潰を見るに至つた。

全潰家屋一一五。半潰一一二。

然し住家の壁龜裂は殆んど毎戸にその被害を受けないものはなかつた。

平群村 平群村の總戸數は七一戸を有し、その中、全潰三戸、半潰三戸、此の坪數二百四十九坪、此の損害額八千三百圓、其他、農家四百三十五戸、商家四十四戸にして其の損害額九萬五千圓に達した。

瀧田村 瀧田村に於ける悲歎の叫びは村を全半して南部に多かつた。これは本村が地理上の關係から南北に長い故に、南部が震源地に近かつたのと一つは千代・平野の中央には家屋が多かつたとの二つの原因に基く。尤も地盤の關係も大なる原因ではあるか、北部は大部分が山麓であつた爲めか、倒潰家屋の僅少であつたのは一種の不可思議である。北部は全潰だけは免れたが瓦の落ちたこと壁の崩壊・龜裂・家屋の傾斜など相當に被害があつた。たゞ全く一つ不可思議は中央小學校校舎の倒潰したのを一つの境として、南部平野に阿鼻叫喚の修羅場を現じ、北部山谷に静寂の光景を見せたことである。左に被害數を表示する。

住家	半	全	潰	二九	非住家	半	全	潰	一一九	神	社	半	全	潰	二三
				〇三				二						一	

國府村 由來、安房の地は、震災の歴史を有するも時既に古りて震禍の慘劇を知らず。多くは地震に對して安全地帯なるかの如く信じ、殆ど意に介せざるの感があつた。然るに、今回の震禍は成が安房の地にありては古今未曾有にして、殊に本村は其の被害甚しく、全村戸數の九割以上は倒潰に歸した。全村を通じての總戸數は三八一にして、その被害は實に百分の九四に達してゐる。即ち

全 潰 三〇〇 半 潰 六一
學校全潰 一 役場全潰 一

本村にある里見氏の菩提寺で名高い延命寺も、府中の寶珠院も全部倒潰して了つた。

白濱村 全村を通じて、多少の被害を受けざるものなきも、倒潰家屋は僅かに住家一戸、半潰一戸のみ。然し、一般に海底の隆起に伴ふ漁港の破損及び魚介、海藻採集の礎根の損害等は之れを價額に見積ること頗る困難なるも、蓋し莫大なるものであらう。

こゝに記すべきは、明治二年佛人某の設計に成れる野島崎燈臺の倒潰した一事である。この燈臺は高九丈八尺、海拔十三丈三尺、十七海里を照す、房總南端の航路の標識として、又本村の偉觀の一として明治大正を通じて、房州名物の一に數へたのであつたが、地震は惜しみなく此の名物を倒潰して了つた。

七浦村 七浦村は、地盤の關係かその被害比較的僅少にして、殊に中央なる小學校を境とし西方の二部落即ち、大川・白間津の兩區に於ては小學校舎及び大川區村社、長尾神社事務所の倒潰を見たるのみであつたが、東方の部落千田・平磯の二區は比較的被害が多かつた。左に其の被害數を表示する。

住家全潰 一〇六 社寺全潰 一二
非住家半全潰 三四 學校半全潰 二二

千倉町 千倉町に於ては、家屋の倒潰と同時に黃塵空を覆ひ餘震引もきらず、人をして世の

終焉を想はしめた。また家屋の倒潰と同時に當町濱の郷の一隅に一民家の火災を發したが、幸に類焼を出さなかつた。激震は、瞬間に無數の倒潰家屋を出し、爲めに一般住民は露宿又は假小屋内に起臥した。左にその被害家屋の數を表示する。

燒失家屋 一戸 住家全潰 五二一戸 住家半潰 二二一戸

其他附屬建物は幾分の被害を受けざるものは殆どなかつた。

健田村 健田村の被害は實に夥しくして、土地は裂け、家屋は潰れ、橋梁は墜ち、其の被害は激甚を極めた。之を數字に示せば次の如くである。

村役場全潰 一 小學校舎全潰 三 隔離病舎全潰 一二
神社半全潰 六八 寺院半全潰 二七 住宅全潰 四二九
九〇

附屬建物の倒潰せるもの一、五〇〇を算ふるに至つた。

千歳村 人々が慌てふためいて、屋外に飛び出した頃にはどの建物もさながら怒濤に弄ばるゝ木の葉の様であつた。またたく間に壁は潰れ、柱は挫げ、濛々土煙は天地を閉ぢこめてしまつた。此の瞬間にあらゆる建築物は破壊され、本村全部を通じての總戸數七一二戸の中、全潰五三八戸、半潰六四戸、小學校舎の倒潰四棟(五〇五坪)其他、幾多の附屬物の倒潰を見るに至つた。

本村の眞野寺は惜しむべし、全部潰倒に歸した。

豊田村 豊田村に於ける被害の主なるものは建物にして、公營物は残らず倒潰し、民家總建物の八割は全潰し、幸にして大字小戸區は其の被害少なきを得た左に其の被害數を表示する。

住宅全潰	三八一戸	一五、二四〇坪	神	社	四棟	一三〇坪
半潰	三七戸	一、四八〇坪	寺院全潰	一棟	一三二坪	
公署全潰	一棟	四八坪	同全潰	八棟	二九〇坪	
學校全潰	七棟	四六六坪	其他全潰	二棟	五九坪	

此處の莫越神社は式内神社の一である。震災で多少の被害があつたが、直ちに復舊した。

丸 村の家々では、午餐の仕度で忙しく、野良に出でたる人々は晝飯に歸る頃、突發せる震動は次第に烈しく、水平動より忽ちにして上下動に凄じき激震となり、俄然、一大震動來り、轟然たる音響と共に忽ち大地波打ち、壁はくづれ、屋根は落ち、塀は倒れ、一瞬にして、家は、或は倒れ、土煙は八方に上り、砂煙濛々天を蓋ひ、世は阿鼻叫喚の巷と化し、悲鳴を上げて救ひを求むるもの、或は潰れ泣き叫ぶもの、實に慘憺たる焦熱地獄は現出された。斯の如くにして、本村大井區を除く外は損害甚しく、全村に於ける全潰家屋住家は百六十五戸にして、全村住家の約五分の一弱を占め殊に甚しきは、丸本郷區・前田區の如きは全區殆ど全滅に歸した。然と大井區は山間の土地にて全潰家屋は一棟もなかつた。左に被害家屋の數を表示する。

住家全潰	一六五	非住家全潰	一九三	學校々舎全潰	二一
半潰	九五	半潰	二〇二	半潰	
役場全潰	一	社寺半潰	三八	合計半潰	三六八
				半潰	三〇二

古い歴史を有つた石堂寺も、今次の地震にその堂宇が傾いた。併し倒れなかつたのは幸であつた。北三原村 北三原に於ける倒潰家屋、及び半潰並に其の儘使用に堪へず、修築又は、直し工事をなしたるもの、被害數は下の如くである。

南三原村 南三原村の被害は殊に甚しく、本村は總戸數四九五戸を有し、その内被害を受けたもの左の如し。

住家全潰	三二四戸	非住家全潰	五三一戸	社全潰	村無格社	二三
半潰	六一戸	半潰	二〇五戸	半潰		
寺院全潰	二五	學校半潰	一二	半潰		

其の他・登記所・役場・隔離病舎・巡查駐在所・郵便局・病院・停車場等以上の如く被害は全村戸數の七十七パーセントに達し、幸に倒潰を免れしものも、之が復舊には各自多大な費用を要した。

和田町 和田町には家屋其の他の建物の被害に就いて大なるものなし。即ち
住家全潰 四二三
非住家全潰 三三九

全潰家屋

小學校舎四。隔離病舎一。同附屬建物四。民家九〇。其の他三五。

半潰家屋

寺院二。民家七七。倉庫物置其の他二九。

太海村 太海村に於ける家屋、建築物の被害は左の如し。

震災誌 第三章 家屋其の他の被害

住家全潰八。半潰二〇。非住家全潰二。同半潰四。を出せるのみ。他に特記すべきものなし。
會呂村 會呂村は地盤の關係と、強震の割合には、家屋建築物等の被害も他町村に比較して僅少であつた。左にその被害數を表示する。

住家	全潰	半潰	其他建物	全潰	半潰
三	七	八	一	五	一

大山村 大山村に於ける家屋建物の被害は、住家の全潰せるもの十一戸、半潰十六戸、非住家全潰四棟、半潰八棟外に被害激甚なるもの九十六戸あり。神社佛閣は全潰せるもの一棟、半潰せるもの一棟、就中房州の名刹高倉山・大山寺・不動尊・仁王門は倒潰し、金剛仁王の像を滅裂せるは遺憾の極みである。

吉尾村 吉尾村は總戸數六三二戸を有し、中被害を受けたるもの、數は左の如し。

倒潰家屋住家十七戸、半潰四十三戸、之に附屬せる建物の倒潰も亦之に準ず。其の他の建築物にして傾斜或は屋根瓦及び壁の墜落等、毎戸の被害を免れず、家直し其の他修理を要せざる建物は一棟もなかつた。

主基村 主基村は全戸數五一七戸を有し、中全潰のもの一九戸、半潰のもの三十八戸にしてこの損害價額十八萬七千七百六十六圓、その大部分は住家其の他の建物にて、此等復舊に要する總額は約二十六萬四千九百六十六圓を要するであらう。

田原村 天地を覆へさんばかりの勢を以つて襲來せる大自然の破壊力、彼の大震動の前には如何ともすることが出来ない。村役場・小學校・駐在所等の公共營造物を始め、民家の被害甚大なるこ

と實に言語道斷であつた。倒潰は住宅四十五戸、非住家七十七棟、半潰は住宅四十五戸、非住家五十四棟の多きを算し、全村に涉り實に未曾有の慘害であつた。其の損害は實に巨萬に達してゐる。

鴨川町 鴨川町に於ける家屋其の他被害は總戸數一、三六〇の内、住家倒潰三十五棟、非住家倒潰十六棟外に一般建物の大破損を見た。

西條村 西條村家屋の被害數左の如し。

總戸數三六五、住家全潰一三戸、半潰四五戸、附屬建物全潰五〇棟、半潰五五棟を出した。

東條村 東條村に於ける被害を數字に示せば左の如し。

住家全潰一戸、寺院全潰一棟、厩舎全潰二棟、炊事場全潰三棟、物置全潰一棟、その他倉庫等の瓦の墜落せるもの尠ならず、住家の稍々斜面になりたるもの、梁間との接續個所の離れたるもの、其の他粧壁を落され龜裂を生じたるもの等は枚擧に遑なきほどである。

天津町 天津町に於ては、家屋の崩壊せしものは一棟もなし、屋根瓦の落ちたるもの、又壁を落せしもの僅に十戸に過ぎなかつた。

湊村 湊村に於ては、家屋の被害として記すべき程のものなく、唯だ屋根瓦及び壁などを落せしのみである。

第五章 教育上の被害

突如たる大地震は、一瞬の間にあらゆる建築物を倒壊し去つた。安房郡内に於ける各町村の小學校は勿論、北條町にある縣立の中學校・高等女學校・圖書館も均しく此の災禍を被らないものは殆んど稀である。

建築物の被害に就ては、前章に詳記した通りであるが、本章に於ては、校舎及び教育諸設備の大破壊の爲めに、教育上に及ぼした、有形無形の事象を一括して郡内各町村の被つた、教育上の實況を通覽するの便に供したのである。例によつて各町村別にその被害状況を掲げる。

北條町 (一)御眞影 北條町小學校は校舎の倒潰と同時に、長くも御眞影奉藏所までも亦全潰の厄に逢つた。然し幸に尊嚴なる御眞影に對しては、大自然の暴威も何等の故障だも及ばなかつたその夕刻、無事に校長石崎常夫氏の邸宅に奉遷した。九月十日石崎校長は郡長と協議し郡内罹災小學校に脚夫を派遣し、(八束村小學校震災の爲め焼失した、恐れ多くも御眞影も同時に焼失の厄に逢つた)中學校・郡役所の御眞影と共に一時縣廳へ奉遷すべく九月十一日より十八日まで、房州銀行金庫内に取りまどめて奉安した。この間北條小學校職員は日夜交替で守衛の任に當り憲兵隊は屋外に於て晝夜警備の責に任じた。次いで十八日午前五時發、縣の便船鏡丸で石崎校長が奉戴して縣廳に奉遷した (二)校舎及び備品 備品は圖書の大部分と、器械器具の一部を除くの外、大部分破損してしまつた其の被害の見積價額を示せば次の如くである。

種目	細別	數	損害見積の價額
本校舎	便所	八	一一六四二、五〇
	入口	一	四八〇、〇〇
附屬建物	降使	三	二八八六、〇〇
	小室	三	四三三、〇〇
	昇物	八	一八〇〇、〇〇
	天梯	六	二四〇〇、〇〇
井及暗渠	井	二	六〇〇、〇〇
	暗渠	〇	〇
備品	器具	一	八四七五、〇〇
	標器	三	二二四〇〇、〇〇
合計			一四四一三八、五〇

(三)兒童及び職員 激震の起つた際は兒童殆んど下校し、僅かに高等科女兒五名のみが教室に残つて居た、數十秒にして校舎が倒潰してしまつたので、逃る暇なく五人共に建物に壓せられたのであるが、三名は無事に救ひ出され、一名は手と足に輕傷を負ひ、一名は不幸にして即死してしまつた。其の他兒童の家庭に於ては傷者十一名、死傷者十二名、行衛不明二名を出したのは洵に遺憾であつた。職員もまた兒童と同様に逃る暇なく、憐れ六訓導も建物の下敷となつた。内三訓導は無事に救出されたが、二訓導は負傷し、川名ときよ訓導一人は不幸にして即死した。

(四)教授方法 九月二十一日と、二十五日との二回に兒童の招集を行つたが、意外に出席良好なので二十六日より林間教授を開始した。そして、學用品一切を失つた兒童には、各府縣郡市町村、其の他の團體から寄贈を受けて之を配給したので辛ふじて教授を進めて行つたのである。

縣立安房高等女學校

北條町にある縣立安房高等女學校の校舍總坪數は、八〇九坪の内、生徒控所と雨天體操場合せて七二坪、便所二ヶ所二〇坪、渡り廊下九坪、合計一〇一坪をのこして他の七〇八坪は悉く倒潰して了つた。

職員及び生徒—高等女學校の職員には死傷者はなかつたが、生徒には六名の死亡者があつた。其の他自宅で六名、寄宿舎で二名の死者を出したのは遺憾である。

縣立安房中學校

本校も亦校舍、寄宿舎、附屬建物等の大部分倒潰し、備品も殆んど破壊し、その被害は實に巨萬圓に達してゐる。

職員及び生徒—第二學期授業開始の當日にて一同出校し、講堂にて始業式を終り、同十一時半職員會議も終り、職員生徒も大略退出の後であつたので、校内に死傷者のなかつたのは不幸中の幸であるが、家庭に於て生徒の負傷二十五名、職員の死亡一人を出したのは遺憾であつた。

館山町

午前十一時五十八分、激震と共に、校舍倒潰。僅かに一棟、半潰の姿にて辛くも立残つた。校長は二名の職員と共に、御眞影を假奉安所に奉遷の後、職員一同を集め點檢したるに、准訓導大塚ユキ子、准訓導菊本幽香子の二氏、校舍の下敷となりゐたが、職員總掛にて、屋根を取毀ちて救ひ出した。幸に二人共に微傷だも負はずして、無事であつたのは洵に一種の奇蹟であつた。

それから職員は二つに分かれ、一部は火元の注意に任じ、一部は教授用の藥品置場に潜り入り、黄

燐、エーテルなど、危険性の藥品を取出し、火災の豫防に努めた。

そのうち學校の附近にて救護を乞ふもの多く、職員は各手を分ちて家屋の下敷となつた者、地震で歴死した者の引出しに取かゝつた。そして一日は夜まで救護の爲めに働いた。

そして翌二日は、職員總掛にて、御眞影假奉安所及び宿直室を建設した。

三日は、學校長は家族の歴死した職員の家を、受持訓導は、當該學級の死亡兒童の家庭を各訪問して、弔慰の意を表した。且つ職員は兒童の家庭を訪問して、震災狀況を七日までに調査すべく、本日その調査に着手した。(四日以後の記事省略)

(一)小學兒童の歴死者氏名

- 尋常二 熊澤米造 同 西川秀吉 同三 中山貞子
- 同 松本ハル 同五 辰野千枝子 同六 田張榮治
- 高等二 上岡八千代

以上、特に氏名を掲げて哀悼の意を表す。

(二)震災被害調査表

(大正十二年九月十八日調)

種別	數量	損害見込額	種別	數量	損害見込額
校舎	七棟(六五八坪)	四三、五四〇圓	器	七六五	三、九三七圓
理化機械	一八三	八七二圓	家事用具	一三七	三二七圓
裁縫用具	二四	一一二圓	圖書	二一五	四二八圓
掛圖	三五七	五四五圓	標本	二七二	三一七圓
合計		五〇、〇七八圓			

(三)教授方法 九月二十三日、館山町復興會を組織し、委員長に島田榮治氏就任、同會教育部には高木榮次郎部長に、長谷川房治郎副部長となり、左の諸項を決定、即時實行することとした。

- (1) 速に残存校舎の大修繕を行ふと同時に、水産講習所を借入れ、二部教授を開始すること。
- (2) 右借入委員は、島田榮治之に當ること。
- (3) 若し右借入不能の場合は東教場に八十坪、西教場に二百坪のバラック教室を建築すること。
- (4) 速に新敷地に校舎本建築に着手し、二部教授を解くべきこと。

西 岬 村 西尋常高等小學校は全潰、東尋常高等小學校は一棟全潰、一棟半潰、兩校とも校具教具等の大部分を破損し、教育上實に甚大なる支障を生じた。當時西尋常高等小學校には、校長及び職員一名が建物の下敷となつたが幸にして生命に異状はなかつた。

神 戸 村 神戸村小學校は殆ど大部分倒潰せられ、從て机、腰掛等は甚だしく破壊された。左にその損害を表示する。

種 目	數 量	損 害 價 額	種 目	數 量	損 害 價 額
器 具 類	一七〇個	三、四五九圓	機 械 類	三 個	三八〇圓
圖 書 類	二五個	一五〇圓	標 本 類	一〇個	三五圓
合 計		四、〇二四圓			

校舎 四棟 坪數 三九二坪 損害價額 四三、二二〇圓

富 崎 村 本村小學校舎一棟及び講堂は稍や傾斜したるに止まり。直に之れが修理を加へ、他は全く無事にして、九月十九日より授業を開始した。左に校舎講堂の被害を列記すれば、

小 學 校 舎 一 棟 (二五四坪) 破 損 損害價額 六〇〇圓

講 堂 一 棟 (七一坪) 破 損 損害價額 二〇〇圓

長 尾 村 同村瀧口尋常小學校にては、地震と同時に、男教員數名直ちに御眞影を奉藏所より遷して、校長諸員と共に之を奉持し、取りあえず校庭の一隅なる砂丘の松林の樹下に避難した。午後六時、更らに第二奉安所なる村役場に奉遷した、又、長尾高等小學校にては、校舎倒潰後直ちに御眞影奉藏所の外廓を破り、職員協力して、御眞影を其處から直ちに村役場に奉遷した。唯だ事前に奉遷し得なかつたことは、深く恐懼に堪へずと、同校長は、報告書中に特記してゐるが、臣子の情として當に然るべきことなれども、事天災のことにて、咄嗟の出來事に屬すれば、唯だ々々恐懼の外なきのみ。

次に職員は、高等小學校にては、使丁が落瓦の爲めに輕傷を負ひしが、他に死傷者はなかつた。

高等小學の在學兒童が、住宅全潰の厄に逢つたもの三名、その内女子一名慘死した、洵に悲痛の限りである。

校舎は、高等小學校は使丁室、便所等附屬建物を殘して、全部倒潰した。尋常小學校にては、校舎の屋根瓦墜落、玄關傾倒、舊校舎と新校舎との渡り廊下倒潰したのみであつた。

震災直後、高等、尋常小學何れも、十日間臨時休業をした。休業後は、尋常校にては校庭教授を始めた。それから、校庭教授を止めて、隔日教授を始めたのは、十月二十日のことであつた、それは新校舎一棟二教室を使用したのである、高等小學にては假校舎を設けて其處で教授を始めたが、僅かに二教室、四十坪の急造のものである。不完備なことはいふまでもなかつたが、それでも校庭の露天の

教授に優ること萬々であつた。

豊房村 豊房尋常高等小學校は、宿直室・物置・便所二棟計四棟を除く外全部倒潰し、使丁一人重傷を負つた。教材其他の設備も殆んど全滅し、兒童を收容すべき場所なく、九月中は授業を開始することが出来なかつた。十月十日に至り始めて一二年生を南條八幡神社境内に、その他を校庭に集め、林間學校の例に倣ひ教授を開始したが、野外の爲めに風雨の日は休校する外なかつた。

神余小學校に於ても校舎全部倒潰し、九月中は混亂状態に暮し、十月七日に至り始めて假校舎を落成したので一部の生徒を此處に、他を松野尾寺に收容して教授した。

畑校は校舎幸ひ倒潰を免れたるも、激震の爲め校舎の東北に約六十度の傾斜をしたので、應急修理を加へ、十月三日漸く開校した。震後月餘の間は生徒殆んど放浪生活に慣れ、學業及操行の成績、爲めに多少退歩の状を見た。ひとり不幸中の幸なことは、震災當時已に放課後であつたので一人の死傷者をも出さなかつたことである。

館野村 學校は丁度第二學期の始業式で、兒童は何れも十一時頃歸宅した後であつたので、校舎内で震死した兒童の一人もなかつたのは、何よりの幸であつた。が、歸宅後家屋の下敷となつて惨死した兒童が七名あつたことは、悲痛の限りである。

職員は、役場吏員と一緒に、運動場の一角に避難したが、一人の死傷もなかつたのは仕合せであつた。御眞影は無事に校長の宅に奉遷した。そして十一日に房州銀行の金庫に奉藏して安全をはかつた。

校舎は南側四教室一棟・理科室・教員室・應接室・裁縫室の一棟、小使室・物置一棟は倒潰した。北側教

室一棟の内二教室は倒潰したが、他の二教室は辛くも倒潰を免れた。が、殆ど使用に堪へない程度になつて了つた。便所は二棟共倒潰を免れた。重要書類や、書籍・器具・器械の類は、完全なものとして一物もなかつた。それを二日から職員と、在郷軍人會・青年團の人々で整理した。

それから始めて兒童を學校に集めたのは九月二十日のことであつた。そして二十八日から露天教授を開始した。別に教場といふものがないので、樹の下や、菰張りで、兒童は藎一枚敷いただけであつた。彼れ此れしてゐるうちに寒くなつたので、神社や、寺の日當りのよい所へ引越して、四箇所で教授した。が、黒板一面と、教科書一冊が、學習の生命であつた。惨めの極みそのものであつた。然し兒童の健康を害したものは、一人だになかつたことは、實に一種の奇蹟であつた。

九重村 新舊兩校舎全潰、御眞影、勅語謄本、其他重要書類等無事に引出し、御眞影は村長の宅に奉遷し、小柴教員守護。七日職員總出にて、職員室整理、重要物件を假舎に移す。十一日在郷軍人役員、職員共力して器具圖書類を整理し、同日御眞影、勅語謄本を郡役所に奉遷す。二十二日、二十五日生徒招集。二十九日高等科生徒招集。假教場を三島神社境内に設け、十月三日授業開始。九日兒童作業として、倒潰校舎より机又は腰掛等を假教場に運ぶ。十八日もつゞいて兒童作業を爲す。十九日村民一同倒潰校舎取片附に着手した。卅一日天長節祝式を三島神社境内に於て行ふ。十一月十三日、兒童作業にてバラツク建設を始め、十七日より此處にて授業を開始した。二十一日校庭にて詔書奉讀式舉行。十二月七日村民バラツク建設開始。十日よりバラツク校舎にて授業を開始す。十三日縣教育會義捐金配布さる。十五日補習生徒招集、勅語謄本受領。十九日補習教育授業開始。二十三日御

下賜金傳達式。二十五日修業式舉行。舊校舍並に器具機械標本類の被害は、多大なるものであるが、新校舎の新築は大正十二年冬季に起工。四月基礎工事をなし、六萬二千餘圓を以て八月三十一日竣工豫定のところ、工程進まず漸く北側の一棟の杉皮葺を了せしのみであつた。爲めに被害は比較的輕少であつた。然し、教育の實績上の被害は甚大なるものがある。

稻都村 稻都小學校教育上の被害は左の如し。

種類	數量	損害價額	種類	數量	損害價額
小學校校舎	一七、七七二坪	一〇、六六三圓	器具類	一四五	六三〇圓
機械類	八七	九〇圓	圖書類	五〇	九〇圓
標本類	一〇	三八圓	附屬建物	二三	六〇〇圓
其他	一〇〇	一、〇〇〇圓			

教育の設備は殆んど破壊された。一時は林間を利用して、晴天學校を開始し僅に授業を繼續した。さればこれが復舊は一日も忽にすることが出来なかつた。そこで委員は夜を日に繼ぎ工事を督勵し、假校舎の建設に盡力した。その結果十一月末日に至り完成を告ぐるに至つた。

那古町 校舎の全潰、校具の全部が破壊されたので、授業を中止すること月餘に及んだ。殊に技能教科、理科教授などは、一時その跡を絶たねばならなかつた。

訓練上からいふと、兒童の一般は不規律となつた。不節制となつた。言語・風俗も粗野に流れた。又身體、居室の不潔、校舎、校具の不完全からして、視力、姿勢などにも影響をうけた。要するに物質的損害は、勿論多大であつたが、精神的無形の損失も、實に大なるものがある。

船形町 當町教育上の被害は、校舎の倒潰及び校具の破損により、授業は全く不能であつた加之ならず、各家庭の被害の爲め登校する兒童は殆んどなかつた。然し、そのまゝに過ぐべきでないを以て町民多數協議の上、兒童教授開始を希望するに至りしかば、早くも九月十三日震災地各町村に先ちて、野外にて晴天授業を開始した。爾來専心復興に努力した。左に教育上に及ぼせる損害の主要を表示する。

(一)校舎及び其他建物の被害

要項	種別	全潰	半潰	全潰	半潰	全潰	半潰	全潰	半潰	計
棟	數	一	二	三	一	一	一	一	一	九
坪	數	三二坪五	一五坪五	三坪	一〇坪	一坪	一坪	二〇坪	一坪	六五坪三
價	額	三六三圓	三六六圓	三三〇圓	七〇圓	一一三圓	一〇〇圓	一三〇圓	一〇〇圓	四八五圓
附 石垣の崩潰	一三〇間			損害	一三〇〇圓					

(二)校具被害

要項	種別	數量	價額	要項	種別	數量	價額
器具	器具	一六九五個	一一〇圓	標本	標本	一四一九個	三二二四圓
器械	器械	七一九個	五八五圓	計	計	八〇八八圓	

(三)兒童及職員

被害家	住家	住家	死亡	死傷	計	死亡	死傷	計
兒童	全潰	半潰	燒失	計	死亡	死傷	計	計
職員	四二八	一五一	二八一	八六〇	八	二二三	二三一	七八
計	一五	四	一九	一九	一	一	一	一一七
計								一九五

計

四四二

一五五

二八一

八七九

八

二二三

二三一

七八

一一九

一九七

大震災の突發の爲め大火災を惹起したので、全町は潰滅に歸した、兒童は家なく衣なく、食ふに食なき慘狀であつた。斯うした状態の下にある兒童を如何にして就學せしむべきか。町當局者の深く頭腦を悩ました問題であつた。職員は數里の外より出勤して、先づ死亡兒童の家庭の慰問、負傷兒童の見舞等に費した日數は震後三日間であつた。全潰校舎の取片附、運動場の整理、机腰掛の應急修理に費した日は八日間、漸く九月十三日、始めて兒童招集露天教授の開始をした。

八 東 村 八東村小學校は、校舎の倒潰に加ふるに火災の厄に遭ひ、圖書校具一切を舉げて烏有に歸したるは遺憾であつた。殊に校舎倒潰に際して御眞影奉遷の機なく、畏くも御眞影を焼失し奉りたるは、洵に千秋の恨事である。學校を舉げて恐懼をくところを知らない。火災の原因は理科室の藥品自體から發火したもので、職員は全力を盡して防禦したが、遂にその効を奏することを得なかつた。當日は第二學期の初日にして、兒童は早朝より登校したるも、學習の準備等終りたれば、一場の訓話をなし、悉く歸宅したる後のこと、て、校内には一人の兒童なく職員も亦無事であつた。而して本校兒童は家庭に於ても、幸に一人の死傷者なきは誠に天佑といふべきである。然し校舎は焼失以外のもの悉く半潰の状態となり、使用に堪ゆるものなければ止むなく約十日間の休業をした。

職員は此間、各家庭訪問をして、兒童の安否を見舞ひ、他方には將來の教育計畫に思を焦し、村當局と協力して之れが應急策を講じた。幸に本村は寺院及び集會所等倒潰を免れたものがあつたので、一時之を借用して假校舎に充て、机は石油の明箱を代用した。そして、九月十二日より教授を開始した

半潰校舎は應急的修理を加へて、假校舎と同様の授業を開始した。當時收容の配置は

本校—尋常科第一學年より第三學年

第一假校舎(宮本永福寺)—尋常科第四學年及び同五學年

第二假校舎(大津諏訪神社集會所)—尋常科第六學年

第三假校舎(青木眞勝寺)—高等科第一學年及び第二學年

震後人心の不安に加ふるに、教室は勿論、教具・圖書類まで全滅し、諸般の施設經營は悉く破壊され、延いて兒童の學習上尠からざる損害である。農業補習學校も例年は十月より一週四回夜學を以て教授を開始したるも、本年度は遂に全廢に歸した。青年團・處女會等社會教育方面にありては、會合の場所なかりし爲め、諸般の行事は大部分は休止した。本村小學校職員、兒童の被害状態は左の如し。

職員及び兒童には死亡、負傷、行方不明の者なし。

住宅の倒潰は職員に五名、兒童に三十六名。

住宅焼失は職員に一名、震災により退校せる兒童一名。

校舎の損害額

三八、二八〇圓

圖書の損害額

六五〇圓

校具の損害額

三、五〇〇圓

富 浦 村 富浦小學校校舎倒潰の外、教室に假用しつゝある商船學校及高等師範附屬中學校の夏季水泳部寄宿舎全部倒潰した。外に教具・圖書類其の他の校具も大部分破壊して用をなさず。九月一ヶ月は全然休業し、十月より授業を開始したるも、登校者極めて少なく、爲めに二部教授をなすの止むなきに至つた。それが爲めに教育上に及ぼせる影響は實に大なるものがあつた。

岩井村 岩井村小學校校舎は、全潰または半潰。之が兒童の收容設備の爲め九月二十七日まで休業、以後は左記の場所に假校舎を設け、越えて翌十三年二月まで之を繼續した。

假校舎の場所

尋常科一、二學年男女	郷社天満神社境内(天幕を使用)
同 三學年男女	竹内八雲神社社殿
同 四學年男女	久枝神社社殿
同 四學年男女	久枝私有建物
同 五學年男女	同
同 六學年男女	同
同 五學年男	高崎圓照寺本堂
同 六學年男	同岩井神社社殿
高等科 一學年男	合戸八幡神社境内籠堂
同 二學年男	合戸福満寺本堂
同 一、二學年女	檢儀谷大勝院本堂

其の他分教場は被害なき爲め従前の如く授業をしてゐた。

勝山町 勝山町小學校校舎は、幸ひ倒潰を免がれたが、柱は折れ、壁は落ち、瓦は飛び、迎ても兒童を教室内に入れることが出来なかつた。爲めに約一ヶ月の間授業は全く休止した。然し、其の後とても屋根の修繕の終るまでには、僅かの風雨にも授業を休止する日が多かつた。幸に倒潰の難を免がれたので、校舎の破損額は約三、〇〇〇圓、機械器具の破損額は五、九〇〇圓で済んだのであつた。

保田町 保田町小學校の倒潰及び半潰は、一時休校の止むなきに至り、應急的修理の上、漸

やく二部教授を開始するに至りたるも、其の教育の效果に及ばず損害は非常なるものであつた。

佐久間村 佐久間村小學校校舎の破損は五十餘ヶ所に及んだ。けれども建築物は倒潰を免れ、教育上には格別大なる支障を見なかつた。

然し、兒童の家庭では地震に恐怖して、何れも屋外に宿泊したのであつた。兒童の心も恐怖の念高く、人心安定せず、且つ日に幾十回の餘震があるので、此の上如何なる變事の襲來するかを氣遣ひ、授業は九月十五日まで休み、十七日より震災前の状態に復舊した。

平群村 平群村に於ける教育上の被害は、有形的なものは校舎の小破損、備品、藥品等の破損流出位に過ぎなかつたが、兒童職員の精神的打撃は有形の打算を以て測定すべきでなかつた。

瀧田村 震災の齎らす重大なる被害は、教育そのもの、上に被つたそれである。建築後十數年を経過した小學校校舎は可なりに理想的に設けられ、優に本郡中の屈指であつたにもかゝらず、僅かに一瞬の搖ぎの爲めに、見るも惨ましい有様となつてしまつたのである。

物質上の損害は單に一校舎の倒潰、教具の破滅に過ぎないが、之れを將來の教育全般の上から洞察するときは、兒童の精神上、身體上に取りて、甚大なる悪影響を與へたることは勿論である。町村の災害と、校舎校具の破滅は、本村の如き純農村に取つては可なり大きい打撃であつた。同時にそれが將來教育の發展上にも一種の暗影を留めないとも限らない。さう見ると今次の震災被害の中で最も大なる損害を被つたものは、教育であると云つても過言ではなからう。

震災後退學したものが四名あつたが、それは復興の手傳の爲めであつた。

授業は九月十四日、下瀧田區智恩院境内で開始した。時間は午前八時より同十一時までとした。児童の出席状況は震災前と別に變化はなかつた。

國府村 小學校校舍は、多年其の不備に悩んでゐたが、村財政の都合で教授訓育上の不便を忍びつゝ、改増築を遷延してゐたが、社會の進運は遂に此の不完全なる状態を持続することを許さず。豊かならざる財政の中から巨額の資財を捻出して、數年前より之が改増築に着手し、大正十二年一月に至り總ての整備を了へ村落小學校としては、敢て遜色なきに達したのであつたが、同年九月一日突如として未曾有の慘害に遭ひ新舊校舍悉く倒潰、教授用具亦た凡て破損して、休校二ヶ月に亘りたるは、教育上甚大なる損失であつた。

家庭教育は住宅破壊せられ、陋たる假小屋に居住して、児童は學ぶに所なく、加ふるに恐怖と不安と、而して復舊とのため、父兄は子女の教育を顧みるの追なく、震後數ヶ月は家庭教育に大なる悪影響を及ぼした。

又、児童の保健衛生に就ては、住居の不完全と衣食の不充分な爲めに、成長機能旺盛なる児童の保健衛生に大なる影響を及ぼした。

白濱村 本村に於ては、大震後直ちに學校を閉鎖し、三週間の臨時休業をした。九月下旬に至りて、授業を開始したが、人心尙ほまだ安定に歸せず、従つて児童は常に不安の状態に在るを以て殆んど完全に授業をなすこと能はず、十月三日に至り稍や整頓したる普通授業に移つた。八月の夏休暇に引き續き約二ヶ月間の休業によつて、訓練は亂れ、學力は低下し、教材は豫定を完全せず、之れ

が結果は次年度に影響し、児童等の被りたる教育上の被害は亦た實に甚大であつた。

七浦村 七浦村は地盤の關係上被害は比較的少なく、殊に村の中央なる小學校を境として、西方の二部落即ち大川・白間津の兩區に於ては、小學校校舍及び大川區村社、長尾神社社務所の倒潰を見たるのみにて、東方の部落千田、平磯の二區の被害は甚だし。學校被害は左の如し。

校舎	倒潰	二棟	二〇五坪	損害額	一、八六〇圓
附屬建物	半潰	二棟	一五六坪	損害額	二八〇圓
器具	具	七	七	損害額	三一五圓
器	具	三七六	三七六	損害額	一、七六七圓
圖書	類	一六九	一六九	損害額	一九三圓
標本	類	七	七	損害額	六〇圓

被害児童二十二名、児童の住家全潰十三戸、半潰一戸、幸にして職員及び児童には身體に關する被害なかりしも、校舍の倒潰及び跡片附または半潰した校舍の修繕等をなす爲め、十一月七日まで休業八日より児童を招集して、二部教授を開始した。當時餘震なほ止まず、心の奥底まで刻み込まれたる恐怖は、些々たる物音にも驚かされて室内に落着かず。約一週間は授業も殆んど手に附かざりしが、漸時落付きを得て、學習態度も稍々改まつて來た。然し修繕と云ふも、實は應急的の其れにて、剝落しかけたる壁、筋違を打ちたる室内は、破れたる障子、脚の挫けたる机、或は又室の内外に堆積せる破砕木材等、震災氣分容易に失せ難く、教授上にも、訓練上にも大影響を來し、教化の不便は言ふまでもなかつた。だが、一面又不屈不撓の精神を養成し、授業開始後は職員児童、共同して教具の整

理、校舎内外の整頓、修繕工事の補助等、奮闘、努力の體驗を得た。十二月一日より學習時限を延長し、廂及び土間を利用して専ら不進教科の補充に努力した。三月に至り未完成の假校舎の一部を使用した。

千倉町 千倉町小學校校舎の倒潰の爲め器具・器械及び教授用圖書・用具等殆んど破損し、授業不能。十月二日まで休業し、其の間児童は校庭に集合し、家庭との連絡を圖り、十月十日より林間學校を開始し、十二月二十日校舎バラック竣工、倒壊校舎の修繕成り、翌十三年一月全學年の普通授業を開始した。

健田村 健田村に於ける教育上の被害は第一校舎は倒潰し、總ての機械器具は破壊され、數句の後、露天教授を開始したが、五百に餘る児童等の心的狀況は恐怖にのみ襲はれ、一の微震にも児童は其處を飛び出すの状態にて、果して教養の効ありや否やも疑はざるを得ざるほどであつた。九月三、四日の夜間の如きは、鮮人問題の流言に更らに、新なる恐怖心を喚起するに至つた。然し震災の體驗が精神的訓練の一助となつたことは多くの事柄に徴知することが出来る。第一村民の精神復活の資料、愛郷心の助長等に就ては、一種の利益となつたことであらう。

千歳村 御眞影は、激震と同時に、倉庫内へ奉藏して、安全を圖つた。次で職員會議を開き取り敢ず暫時休校と定めた。

児童は全部始業式を終へて歸宅の後であつたので、校舎内には死傷したものは一人もなかつたが、家庭に於て尋常科一年の女子一名、同四年の男子一人壓死した。

校舎は倒潰し校具は殆んど全滅であつた。僅かに圖書の大半と、掛圖類の大半が、漸く用に堪へる位であつた。

第一回の児童招集は、十月五日であつた。當日校長の訓話あり。授業は十一月一日より役場及び漁業組合事務所を修理して、此處で二部教授を開始することにした。

豊田村 豊田村小學校、補習學校に於ては午前九時半講堂に參集し、何時になき緊張味を以て始業式を舉行し終つて、児童は大部分退校し、職員は各自部署につき、執務しつ、ありしに、午前十一時五十八分、俄然大音響と共に校舎は見る々々倒壊し、無慘なる形骸を留むるに至つた。

突然の異變の爲め、室内にありし児童は退出の餘裕なく、高等科女生徒、並に補習學校女生徒の一部は校舎の下敷となつた。而かも餘震は頻々として襲ひ來り、阿鼻叫喚の凄慘名狀すべからずであつた。

避難した職員生徒は、萬難を排して發掘に努力し、警鐘を亂打して救を絶叫し、熱誠ある父兄數名の援助を得て、御眞影を始め奉り、建物の下敷となりたる同僚並に児童を發掘し、全部救済を了へたのは、午後三時半であつた。遭難者は殆んど救助し得たが、高等一年の岡村なを・補習科一年杉本とよの二名は不幸即死した。尙ほ數名の負傷者を出したるは遺憾の極みであつた。職員中、石井訓導・鈴木教諭は倒壊家屋の下敷となつたが輕傷であつたのは不幸中の幸であつた。住宅の全潰は職員六名・児童三百二十九名であつた。

丸 村 九月一日は第二學期の始業日で、午前八時生徒集合し、大掃除をなし、始業に對す

る心得を訓話し、生徒一同は午前十時半頃帰宅した。丁度地震の時は、職員・生徒・隣接役場吏員等は一同校庭の中央に避難した。その瞬間に西側なる最舊校舍倒潰し、それと同時に役場も倒潰し、南部にある最新校舍(大正十二年七月竣工)も轟然たる音響と共に倒潰した。

北側の校舎は半潰。東側の最舊校舎も亦半潰。今にも倒れんばかりであつた。この時に當り氣に懸るは御眞影である。職員一同危険を冒して東校舎に入り、御眞影を無事に奉遷し、校内には一人の死者なく、其中半潰校舎は益々傾斜の度を高め、將に倒れんとする危機一髪、居合せた人々協力して大木を以て支柱となし辛うじて半潰の二校舎は倒潰をまぬかれた。

御眞影の奉遷。御眞影は本校訓導にして、丸村宮下區なる三幣高一氏の宅が幸に無事なりし爲め、同所に奉遷し、一同先づ一安堵した。

舊校舎二棟は全潰をまぬかれ、理科機械及び標本室・職員室・圖書室・重要書類・諸帳簿及び教授に要する資料の大部は、舊校舎にありたるを以て大抵無事であつた。只だ、ガラス製品の如き、繪畫掛圖の如きは破損した。遺憾なるは新校舎の全潰である。村民の大努力は一瞬にして破壊された。殊に此の中の机の大多數の損害を始め、黒板・樂器等皆全滅に歸した。半潰校舎は危険にして使用することが出来ないで、石堂觀世音の境内に野外教授を始めた。しかし腰掛・黒板等の不足と繪畫類の破損のため職員は教授の徹底に苦しみ、従つて教授能力の増進上、之れが反響する所、又大なることを痛感した。折柄氣候不順にして、戶外教授の不便また一方ならざるものがあつた。然し、村民協力一致力を復舊に用ひ、半潰校舎は十一月中旬に修理完成し、再び室内教授を開始した。震災に於ける兒童

は、精神上多大なる創痍を被りたるに拘らず、其の實績は案するより良好であつた。

北三原村 北三原村尋常高等小學校は、全潰の爲め生徒を收容すべき場所なきを以て、舊校舎なる産業組合事務所に貸與しある一棟を以て、一部の教場に充て其の他は附近の堂宇、並にバラックを急設して、教場に充てたる爲め、校舎の全潰、校具の破損、臨時休業、教授時數の短縮等の如き具體的損害は無論、自然の暴威に恐怖し、勉學の念を缺き、授業開始後に於ても、授業中、些少な地震にも直ぐ屋外に飛び出すといふ精神的脅威が、教育上に與ふる影響は實に大なるものであつた。

上三原尋常小學校は全潰を免れたが、運動場の龜裂と校舎の傾斜した爲め一時附近の公會堂を借受けて、假校舎に充て、直に校舎の修繕に取りかゝつたが、九月一日の大震災に生徒の心を痛く刺戟したので、後徴々たる小震にも直ぐ屋外へ飛び出す程の神経過敏となり、教育上に無形の影響を及ぼした。

南三原村 南三原村にては、大正十二年八月下旬に竣工した小學校が一棟全潰、開校後僅に一年半経たる縣立農學校が全潰した。而かも、全潰後、教室から發火したので全焼の厄に會つた。次に小學校の状態をいふと、即ち

- (1) 校舎は新舊悉く皆倒潰し、校具は破損して完全なるものもなし、圖書類は其の形を存せるも埋没十餘日に及び、而かも數回の降雨の爲めに浸潤して用をなさず。
- (2) 休校は一ヶ月にして、十月一日より林間學校を開始した。
- (3) 林間學校は、十月一日より十二月十五日まで開設した。設備、衛生其の他に就いては、可なり

の注意を拂つたが、素より林間教授は震後の一時的方便に過ぎなかつたので、遺憾ながら其處に十分の効果を收むることは出来なかつた。

- (4) 環境の不備の爲め、児童の精神的不安を免かれなかつた。
(5) バラツク校舎は、野外教授に比すれば、勿論幾分の安定は得られたが、通風・採光・温度の調節などは面色くなかつた。殊に隣教室と音聲交錯して、幾多の不便を感じた。又室内濕潤にして、衛生上大なる缺陷を感じた。然し、児童職員の熱心と努力とによつて、着々各方面に改善を企てられ、就中、児童の自治的活動の顯著となりしは欣ぶべき現象であつた。

和田町 始業式を終り、午前十時児童全部帰宅。十一時五十八分物凄き音響と共に、大地震動。職員は一同運動場に避難し、藥品の發火性のものと、火鉢の埋火に注意を拂ひ、而して御眞影の奉遷の準備をしてゐたが、震動毎に氣遣ひたる校舎も無事であつた。夜は校庭の中央に土間板を並べ、蚊帳を吊りて、御眞影を衛つた。

それでも、校舎の一部は瓦落ち、壁や障子の破損は免かれなかつた。門垣は倒潰した。武津町長、學務委員來校して、夜の明るるを待つた。

職員中、罹災者僅に三名、その他は被害比較的輕少であつた。
四日から向ふ一週間臨時休業をやつた。五日正午頃から、鮮人騒ぎが大きくなつた。人心恟々として、一層の不安を加へた。然し、全くの流言で終つたのは仕合せであつた。

児童の住家倒潰したものの二十一名、負傷した児童四名、教科書を失ひしもの三名であつた。

震災後に於ける児童の精神状態は幸にして平日と異ならなかつた。且つ學習上にも格別の不都合を認めなかつたことは、教育上を取つて何よりの仕合であつた。

江見村 江見村に於ける倒潰校舎の坪数は二七四坪一五にして、その損害見積は二二、九三二圓であつた。その他附屬建物の損害價額は一、七七七圓、器具機械、圖書標本類の損害額五、五四〇圓尙ほ痛惜に堪へざる事柄は、職員、児童の死傷であつた。左に之を記す。

負傷者(重傷)訓導大川恪(震災後死亡)児童一名。

家庭に於ける死亡児童三名。

學校の授業休止日数は約一ヶ月間であつた。

太海村 太海村小學校校舎は、内部の壁が龜裂した外、器具機械等には何等の損害もなかつたが、授業休止は十一日間に及んだ。なほ授業開始後も頻々たる餘震に脅かされ、人心安定を得ず、約二ヶ月間は教育上可なりの支障があつた。

曾呂村 餘震の頻々たる爲め十日間児童の通學を中止したのみで、他に何等の支障もなかつた。

大山村 大山村小學校校舎は幸にして倒潰を免れたが、餘震が屢々襲ふので、児童の通學に危険を感じたから三日間林間教授をとるの止むなきに至つた。併し、家庭の被害少なきを以て人心の安定を俟て、平常の如く授業を開始した。被害の爲め登校せざる児童は一人もなかつた。

吉尾村 吉尾村小學校は、校舎は倒潰を免れたが、児童の精神に落着なく教育上無形の損

失を被つた。

主 基 村 比較的震源地に遠かつた本村が受けた被害の中で、兎も角も九月一ヶ月授業を休止したことは、以て被害の大なるを知るべしである。斯うした長い間の休止は近村にはなかつた。校舎は倒潰はしなかつたが、這入りたくも這入ることの出来ない歪み方で、もう一とゆれ來たら直ぐ落ちさうな渡廊下の屋根などは、児童を入れるにはあまりに恐ろしかつた。そこで、父兄は力を協せて修繕に努めたが、中々早急には出来しなかつた。十月にはいつてもまだ餘震が續いたので、思ひ切つて完全に修繕の出来ない校舎へ児童を入れることが出来なかつた。止むを得ず修繕の出来上るまでといふので、校庭の其處此處の木蔭で教授するといふ有様であつた。そして十月一日から授業を始めたが月半になつても震前の面影は見られなかつた。だか、年末には長い休業の被害もどうやら取り返されたのであつた。

田 原 村 田原村に於ては、新校舎、四教室は大破となり、使用不能に陥り、舊校舎、小使室及び便所・肥料小屋等の被害甚しく、又理科器具・器械等の損害も尠なくなつた。之れが復舊費は約三千圓を要する見込である。斯の如く大々的に破壊された校舎の中に、而かも餘震頻々として襲來するの時、児童を招集して教授するのは危険千萬である。そこで關係者協議の上、九月三日より十二日まで臨時休校の已むなきに至つた。然し、復舊工事は休業中に出来上るの見込がなかつたので更らに協議の上十三日より四日間の休業延期をした。

臨時休業後、即ち十七日より児童を招集して、二部教授を開始し、十月三日に至り辛うじて全部教

授に復舊した。此の大震災に因り精神的に與へられた大なる衝動は、教育上亦た大なる影響をうくることであらう。

鴨 川 町 鴨川町にては、教育上の被害は極めて小部分であつた。別に特記するほどのこともない。

西 條 村 西條村に於ては、十日間の休校をしたのみで、他に何の異状もなかつた。

東 條 村 東條村に於ける教育上の被害として數ふべきは、九月三日(月)校舎は何等の被害はなかつたが、餘震頻々たる爲め臨時休業を宣し、昇校途上にある児童を途中より歸宅せしめた。

九月四日(火)児童參集せしも、餘震頻々として人心安定せざるを以て、児童は教室に入らしめず校庭に於て向ふ四日間臨時休業の旨を告げて歸宅せしめた。

九月十日(月)授業開始、餘震尙ほ絶えず、地震に對する注意をなし、午前中二時間限りにて児童を退校せしめた。

九月十七日(月)餘震も稍や遠ざかつたので、午後も授業をしたが、職員も児童も共に腦裡不安を取り去ることを得なかつた。職員中自宅倒壊、其の他の理由により缺勤せしもの九月中に七名、日數二十三日間に及ぶ。其の間不安裡に教授は繼續したが、學科は自然遅れざるを得なかつた。然し、十月十一月と過ぐる中に餘震も次第に遠うびいたので、大に回復に努力した。そこで大體豫定の如く進捗して行つた。児童の出席状態は平常と變ることがなかつた。そして十二月末日には殆んど舊に復した

天 津 町 天津町には校舎の被害は殆んどなかつたが、唯だ大震襲來の豫言其の他の流言など

時々刻々に到来したので、學校内外の警戒に努めた。即ち九月五日より同九日まで五日間休業し、夜分は第一校舎の玄關前に天幕を張り、宿直員二名を置き、學校構内に設けられた芝區の警護團員と提携して徹夜警戒に力めた。

御眞影は右の天幕内に奉遷し、宿直員二名の内一人は終始御側を離れずに守衛警戒した。かくて九月十日よりは總て舊に復することを得た。

湊 村 湊村小學校は、運動場の石垣の一部が崩壊したのみで、其の他には何等被害なし。御眞影は職員宅に奉遷し、職員は同所に當直をつゞけた。

餘震激しく海嘯襲來の噂、又頻々として到り、九日まで臨時休校をした。十日より従前の如く授業を開始した。

第六章 慰問と救護

以上に於ては、地震の慘害を事實の儘に叙述したのであつたが、以下その慘害を如何に處理救護したか。即ち自然力に對する人間力の對抗的狀態はどうであつたかを詳説する。

勿論、突如たる天災で、其處に何等の用意も準備もあらう筈がない。殊に今回の大地震は「前古無比の天災」と詔書に仰せられた程で、實に人間想像の外であつた。従て、平時の條規によつて事を處するなどは、迎ても出來得べきことではなかつた。總てが事實必然の要求に従て、救護の途を講ずるより外はなかつた。中にも震災と殆ど同時に大々の必要を感じたのは、(1)醫藥・食料・小屋掛材料の缺乏

(2)人心安定の方法であつた。北條館山だけでも三千戸以上も潰れ、死傷者一千百餘人も出したほどの大地震である。つい一瞬前まで泰平な天地は、震動一過、忽ち修羅の巷と化して了つたのである。人心の恐怖と不安と失望とは當然の歸結である。此際郡當局の最も苦心したのは、斯うした人心を平靜に導く方法であつた。もとより物資の缺乏も重大事であることは勿論だが、此の上人心が一たび自暴自棄に陥つたならば、その波及するところは豫め、測定することが出來ないのである。そこで郡長は、聲を大にして「此際家屋の潰れたのは人並である。死んだ人のことを思へ、重傷者の苦痛を思へ。身體の無事であつたのが此の上もない仕合せだ。力を盡して不幸な人々に同情せよ。死んだ人々に對して相濟まないではないか」といつて郡民を導き、且つ勵ましたのである。そして此の叫びは實際に於て、多大な効を奏した。萬事此の態度で救護に當つたのである。

九月三日の晩であつた、北條の彼方此方で警鐘が亂打された、開けば船形から食料掠奪に來るといふ話である。田内北條署長及び警官十數名は、之を鎮靜すべく那古方面へ向て出發したが、掠奪隊の來るべき様子もなかつた。思ふに是れは人心が不安に襲はれて、神經過敏に陥つた爲めに、何かの聞き誤りが基となつたのであらう。すると、郡長は「食料は何程でも郡役所で供給するから安心せよ」といふ意味の揭示をした。可なり放膽な揭示ではあるが、將に騒擾に傾かんとする刹那の人心には、此の揭示が多大に効果があつたのである。果して掠奪さわぎはそれで沮止された。

又是れと同じ問題は、鮮人騒ぎにも見たのである。安房郡は館山港をひかへてゐるので、震災直後東京の鮮人騒ぎが、汽船の來往によつて傳はつて來た。果然人心穩やかならぬ情勢である。郡では此

の不穩の噂を打消す爲めにも亦た大なる苦心をした。丁度滞在中であつた大審院檢事落合芳藏氏も鮮人問題には少からず心を痛め、東京から館山港に入港した某水雷艇を訪ひ、艇長に鮮人問題の事を聞いて見ると、同艇長は東京の鮮人騒ぎを一切否定したといふことであつた。そしてそれを郡長に物語つた。物語つたばかりではない、人心安定の爲めに自分の名を以て艇長の談を發表しても差支なしのことであつた。之を聞いた郡長は、大に喜び直ちにさうした意味を記載して、北條・館山・那古・船形に十餘箇所の掲示をして、人心の指導に努めた。而かも落合氏の言ふ如く大審院檢事落合芳藏の名を以てしたのであつた。此の掲示は初めは大に効果があつたのであるが、東京の騒擾が實際大きかつたので、後に東京から來る船舶が、東京騒擾の事實を傳へるので最早疑を容るゝの餘地がなかつた。そこで一旦掲げた掲示を撤去しやうかとの議もあつた。然し郡長は艇長の談として事實である。それを掲示したとて偽りではない。而かも、之れが爲め幾分なりとも、人心安定の効果ある以上、之れを取去るは宜しからずと主張して、遂に其の儘にしておいた。兎角するうちに郡衙を去ること遠き舊長狭地方に鮮人防衛の夜警を始めた土地があつた。爲めに青年團が震災應援の業に事缺かんとする虞れがあつた。加之ならず、人心に大なる不安を與へることを看取した。其處で田内北條署長と共に「此際鮮人を恐るゝは房州人の恥辱である。鮮人襲來など決してあるべき筈でない」といつた意味の掲示を要所々々に出した。加之ならず「若し鮮人が郡内に居らば、定めし恐怖してゐるに相違ない、宜しく十分の保護を加へらるべきである」とのことも掲示して、鮮人に就ての人心の指導を絶叫した。要するに、斯うした苦心は刹那の情勢が雲散すると共に、形跡を留めざることであるが、一朝騒擾を惹

起したらんには、地震の天災の上に、更らに人災を加ふるものである。郡長が細心の用意は實に此處にあつたのである。蓋し安房に忌まはしき「鮮人事件」の一つも起らなかつたのは、此の用意のあつた爲めであらう。

突如たる大天災で、而かもその災害區域の廣大であつた爲めに、醫藥・食料・小屋掛材料の缺乏には郡當局は非常に困難を感じた。要するに救護材料の總てが、震災の爲めに破壊されたり、輸出したりすることが絶対に不能に陥つて了つたのである。そして死者負傷者は曾て人の經驗したことのない多數に上り、家屋は殆ど總て倒潰して、住むに家なきもののみであつたのである。即ち地震の爲めに必要缺くことの出来ないものは、同じ地震の爲めに破壊されて供給することの出来ないものになつて了つたのである。郡當局の苦心と努力とは實にいふべからざるものがある。是れより章に分ちて、救護の内容を物語らう。

第七章 聖恩無窮

一 勅使と御聖旨

有史以來、曾て經驗したことのない大地震に際會して、人は死し家は倒れ、而かも救護するにさへ一物も残さざる大破壊力の下に立ちて、不安と恐怖と、生きた心地のなき折柄、安房郡民をその心の底から救ふべき天來の祝福が、郡民の上に降つた。是れ實に山縣侍從の齋らせる 兩陛下のあつき御

聖旨である。それは郡民の總てが忘るゝことの出来ない九月十一日(大正十二年)のことであつた。侍従には、此の日午後零時二十分、軍艦にめされ館山棧橋に御着。直ちに水産學校に赴かれ、郡長大橋高四郎氏に對して、左の御聖旨を傳へられた。

今回ノ震災ニ關シ

兩陛下ニ於カセラレテハ深ク御軫念アラセラレ罹災民ニ對シ多大ノ御下賜金ヲ賜ハリ今亦タ小官ヲ派遣シテ詳細被害ノ狀況ヲ視察シテ復命スヘキ旨

仰出サレタリ

而して、侍従には

罹災者は、此の災害に屈せず、奮勵協心一日も速かに恢復を圖り、聖慮を安んじ奉らんことをと附言せられた。即ち郡長は聖慮の有り難きに感泣し、謹んで御禮を申上げた。暫時小憩の後、侍従には、館山・北條の市街を親しく視察せられ、次で船形町に赴かれた。罹災者はいふまでもなく、安房郡民の齊しく感泣措く能はざるところである。

侍従には、船形町を視察せられ、同町小學校庭に於て、正木町長に、侍従御差遣の次第を傳へられ且つ前の附言と同様の意を達せられ、午後再び軍艦に御歸艦せられたのである。

斯くて、郡長は、聖恩の厚きに感泣し、郡民一般に對して左の諭告を發した。

安房郡民に諭く

今回の震災は未曾有の慘害にて 聖上皇后兩陛下に於かせられては痛く宸襟を惱まされ給ひ爨には

多額の御下賜金を賜はり更に十一日山縣侍従を當地に御差遣あり詳密に被害狀況を視察せしめられ且つ難有御詔を拜す聖恩の厚き寔に感泣措く能はず

一、罹災者は此際勇鼓萬難を排し自ら恢復に努むべし

一、幸に被害を免れたるものは自己の無事なるを感謝し萬斛の同情を以て被害者を援助すべし

斯の如くにして一日も速に慘害の恢復を計り以て聖慮を安し奉らんことを切望に堪へず

大正十二年九月

安房郡長 大橋高四郎

又、我が至仁至慈なる

天皇陛下には、今回震災の被害極めて慘烈なるを深く御軫念あらせられ九月三日、御内帑金一千萬圓を下し賜ひ、その中より安房郡へも、千葉縣を經由して、左記の有りがたき御下賜があつた。

一金拾貳萬六千六百九拾貳圓也

我等罹災者は、陛下の此の有りがたき御思召を拜して恐懼感激措くところを知らないのである。

二 山階宮殿下の御慰問

斯くて 兩陛下の優渥なる御思召に感泣しつゝ、ある安房郡民は、山階宮殿下が、今次の震災に於て妃殿下の遭難の御悲痛の中にあらせらるゝにも拘らず、遠く我が安房郡の傷病者の救護所に成らせられ、親しく患者の狀態を御慰問あらせられたることは、郡民の總てが感謝に辭なきところである。殊に殿下には、御通路に堵列の男女老幼に對して、一々御會釋をたまはり深く被害民を撫はられたことは、郡民の感激を一層深うしたのである。

殿下の御慰問を給はつたのは、九月二十八日のことである。此の日午前十時、殿下には軍艦にて館山棧橋に御着遊ばされ、大橋郡長その他の御出迎あり、直ちに水産學校の救護所に成せられ、少憩の後、館山・北條・那古・船形の各市街を順次御視察あらせられ、午後四時、隨員と共に御歸。遊ばされた。殿下には、最初僅かの間自動車にめされたが、那古・船形方面へ御出のときは、人力車であつた。人力車でも、觀音下へ差しか、つたときなどは、崖崩れで道路がまだ本當に直つてゐなかつたので、一面に墜落した荒々しい岩石の上を御徒歩で、而かも木の下などをくゞりながら御通行遊ばされた。洵に恐懼に堪へなかつた。

山階宮殿下、本郡御視察當時に於ける、大橋郡長の「通牒」を此處に特記して、永へに殿下のありがたき御同情をしのぶの一端とする。

山階宮武彦王殿下本郡震災狀況御視察に關し別紙「山階宮妃殿下賀陽宮大妃殿下御遭難概況」と共に及送付候條其御行動難有御思召の事々を管下一般民に特に小學校兒童、青年團、軍人分會、消防組の各員に徹底せしめ復興の意氣を喚起し其の實を擧ぐること御盡力相成度此段及通牒候也

大正十二年九月二十八日

安房郡長 大橋高四郎

各町村宛

今回の震災は獨り本郡のみにも千數百の人命と幾千萬圓の財物とを損す實に未曾有の大慘事たりされば

兩陛下 には痛く御軫念あらせられ曩に侍從御差遣の御事あり各宮殿下亦深く御心勞遊ばされ災

害地に對し夫れ々々御手分け遊ばされ御巡視御慰問あらせらるゝ御趣にて本郡には今二十八日山階宮武彦王殿下御來郡あらせられ被害及び救護の狀況は詳悉攝政宮殿下に御報告あらせらるべき旨御仰せあらせられたり

山階宮殿下は今回の震災に際し妃殿下を失はせられ又妃殿下の御母君賀陽宮大妃殿下は御負傷遊ばされ重々の御悲の中にてあらせらるゝに拘らず本郡災害の甚大なる趣聞召され御同情の餘り特に御自ら進んで御來郡あらせられたる御趣なりされば御巡視中沿道奉迎の罹災者に對しても老若男女を問はず一々御懇なる御會釋を賜はり其の窮狀を御洞察遊ばされ數々の難有御言葉を拜せり殊に妃殿下薨去の御事に就ては別紙記載と同様の

今回の地震は多數國民を失ひ遺族の心中察するに餘りあり余も亦遽に妃を失ひ痛恨に堪へずと雖も妃が多數國民と其の難を共にせるを想へば以て慰するに足る妃も亦此の點に於て必ずや安んじて瞑すべきものあるは余が平常の信條に照し確信する所なり

と御仰せあらせられたり御心中拜察するに忍び難き極みにして御仁惠御同情の深厚なる何共申上げ様なく唯々感泣の外なし尙災害に關し青年團・軍人分會・消防組が能力を盡して活動せる次第を言上せるに深く其の行動を嘉し給ひ又一般罹災民に對し此際災害に屈せず寧ろ禍を轉じて福と爲す底の大決心を以て奮勵努力一日も速かに復興の實を擧げられんこと余の特に希望する所にして此旨一般に貫徹せしむべき由特に仰出されたり

被害者は勿論一般郡民は共に此の厚き御思召を奉戴し思を致し力を盡し以て御思召に副ひ奉らんこ

とを切望に堪へざるなり (御遺難概況書略す)

大正十二年九月二十八日

安房郡長 大橋高四郎

三 徳川大震災善後會長の視察其の他

侍従の御差遣、山階宮殿下の御慰問と共に、郡民が永へに記憶すべきは徳川大震災善後會長、粕谷同副會長其の他の視察のあつたことである。それは十月八日のことである。同一行は黒田・阪谷同會部長外に常務委員幹事、兩院議員等數十名であつた。一行は此の日午後二時、軍艦にて館山着港。大橋郡長その他の出迎をうけ、翌九日郡衙に立寄り、館山・北條・那古・船形の市街を視察して歸京された。その結果、大震災善後會が、安房郡罹災民の救護と復興の爲めに多大なる金圓を寄贈されたことは顯著な事實である。その金額は數次に亘りて、蓋し三十五萬圓以上に達してゐるであらう。尤も、同會の寄贈は縣の手を経て施行されたので、安房郡が直接に之を同會から接受したのではなかつた。

更らに茲に特記して、その厚情を感謝せねばならぬのは、萬里小路伯爵と、檜垣錦鶏間祇候の二氏の厚情である。二氏は共に古稀を過ぐる老體を以てして、餘震の未だ絶わざる中に、郡衙に來り郡長に會して、郡民の爲めに激勵の辭を與へられ、爾來殆ど毎日の如くにそれを繰返された。郡長始め郡吏員が、二氏の熱誠に勵まれたことはいふまでもない。

又落台芳藏氏(大審院檢事)が病中にも拘らず、屢々郡衙を見舞ひ、吏員を勵まし、郡民を慰めてくれたその厚意は、深く感謝する。

千葉縣育兒園主光田鹿太郎氏が、罹災民救護の爲めに盡された功績は、郡民の耳目に新たなること

ろである。特に震後小屋掛材料の缺乏に困難してゐる最中に之を郡長に謀り、偶々館山沖にありし軍艦の同情を以て、大阪に航し「トタン」板十萬枚とその他の材料を得て、之を郡長に致したることは別章に詳記するところである。

其の他、縣の内外の篤志家から寄せられた懇篤なる慰問に對しては、郡民が永へに忘るゝこと能はざるところである。

第八章 青年團の活動其の他

正しく云へば、「青年團」・「在郷軍人分會」・「消防組」は、各別個の團體であることは勿論であるが、實際に於ては、同一人にして、此等三團體、若しくは二團體に屬してゐるものが多數であるから、茲には單に「青年團」といふ名稱の下に、各町村に於ける此等の諸團體か悉く含んでゐるものとして、章を一にして、此等諸團體の記事を掲げる。尤も表は二つになつてゐるところもある。

今次の震災に當て、青年團が團體的にその大活動を開始したのは平祥・大山の青年團が、一日の夜半郡長の急使に接して、總動員を行ひ、二日未明、郡役所所在地に向け應援したことに始まり、遂に全郡の町村青年團の總動員となつたのである。各町村に於て、自發的にその一小部分づゝの活動は、震災の直後、直ちにその急に應じたことは勿論である。それ故に、別表に記する數字は、團體的に而かも郡の指揮の下に活動した人員である。無論此の數字の外に、自發的に町村に、或は自町村に、

活動した人員は莫大なもので、數ふるに遑なきところである。

そして、青年團の第一段の仕事は、死傷者の處理であつた。同時に醫藥・衛生材料・食料品の蒐集であつた。二日の如きは、市中の藥店の倒潰跡に就て、死體及び此等諸材料の發掘に大努力をいたされた。その活動振りは、實に勇壯なものであつた、市民をしてその血氣の旺盛なるに感激せしめた。

それから、第二段の仕事は交通整理であつた。地震に打ち倒された家屋の瓦や・柱や・板や・壁などが一帯に、道路に堆積して、交通の不能となつてゐるは勿論路面の龜裂・橋梁の墜落なども當てられない中に、之れを整理して、交通運搬の途を拓いたのは、實に青年團の力である。その力は偉大であつた。僅かに一軒の取片付でさへも容易の業でないが、幾千百の倒潰家屋である。而かも運搬が自由でない。いはゆる手の着けやうのない様であつたのである。

第三段の仕事は、救護品・慰問品・斡旋品などの陸揚、配給は勿論、各町村への傳令等であつた。あの大量な救護品・慰問品・斡旋品の始んど全部の配給は、實に青年團の力である。若し青年團がなかつたならば、救護事業の大部分は、あの通り敏活には處理出来なかつたであらう。

要するに、地震のあの大仕事を、誰れの手で斯くも取り片付けたか。といつたならば、何人も青年團の力であつた。と答ふる外に言葉があるまい。實に青年團の力であつた。ところが、青年團には、何の報酬も拂つてゐない。若し青年團の勞力に對して、一々應分の報酬を拂ふものとしたならば、その額は實に巨萬に達することであらう。然るに報酬どころか、何人も當時にあつて、澁茶一つすゝめる餘裕さへもなかつたのである。それどころか、飯米持參で、而かも團員は自炊して、時を凌いだので

あつた。更らに茲に大書して感謝すべきは、當時は雨露を凌ぐべき場所としては、北條町では僅かに北條稅務署とゴム工場、納涼博覽會跡の一部に過ぎなかつた。そして稅務署以外は、何れも土間である。折柄殘暑で寒くこそなかつたが濕氣と蚊軍の襲來には、安き眠も得られやうがなかつた。加之ならず、何れも狹隘の上に、多人數である。分けて雨の晩などは雨漏で寢所がぬれて立ち明かしたこともあつた。それでも、青年團員は、一言の不平等も不足も口にしたものがなかつた。不足どころか、唯だその同情の及ばざらんことを恐れたのであつた。

茲に特筆せずして已むことの出来ない一事は北條町伊東松之助氏が青年團に對しての奇特な所爲である。氏の住宅は數萬金を投じた壯麗な建築で、而かも耐震的の用意もあつたので、倒潰を免れた。折柄青年團が宿舎に窮してゐるのを見て直にその住宅を擧げて青年團の宿舎に解放された。如何にも奇特なことである。後には應援來訪者中の重なる人々の宿舎に充てたが、可なり長い間、解放してゐてくれたのであつた。

次に團體活動の數字を掲げる。

他町村の救護に盡したるもの

(大正十三年一月二十八日調)

團體名	延人員	團體名	延人員
宮崎村青年團	一六	七浦村青年團	三二〇
長尾村同	七〇	丸村同	五二〇
那古町同	五〇	北三原村同	一三一

千葉縣安房郡誌

八東村同	一四八	南三原村同	九〇
富浦村同	二一	和田町同	三〇
岩井村同	二〇	江見村同	五二
保田町同	一二	大海村同	一九
佐久間村同	一四七	曾呂村同	四五
平群村同	五五一	曾呂村同	四二四
瀧田村同	三〇九	大山村同	一六三
白濱村同	二二七	吉尾村同	一二一
田原村同	二三八	主基村同	一五八
鴨川町同	一四〇	天津町同	四八
西條村同	一一〇	湊村同	四三〇
東條村同	二八一	曾呂村壯年團	三五
合		合	四、八二四

尚ほ自町村内に於ける相互的救護に従事したものの数は、頗る多大なものである。が、之を省く。
東京方面の避難民の救護に盡したるもの
(大正十三年一月二十八日調)

在郷軍人分會の活動

保田町青年團	一、五二〇	延人員	三八
和見村同	一一	鴨川町青年團	二四
江見村同	一六二	東條村同	二八二
天津町同	一一五	湊村同	二、二九一
大海村同	一一八	合	二、二九一
合		合	二、二九一

(大正十二年十月八日調)

富崎村分會	二九	曾呂村分會	三七四
八東村同	六一	大山村同	一三六
佐久間村同	二四三	吉尾村同	二六〇
平群村同	七五五	主基村同	一九二
瀧田村同	五七	田原村同	八四
七浦村同	三二〇	西條村同	一六五
丸村同	二〇	東條村同	一三五
北三原村同	二〇	天津町同	二三六
江見村同	一五〇	湊村同	二四九
大海村同	七七	合	三、五六三

三

郡外よりの救護團體 災後人心恟々たる五日の夜半であつた。夷隅郡青年團員四十七名、青木同郡視學指揮の下に館山海岸に到着。次で長生郡青年團員五十一名、山武郡青年團員四十四名、印旛郡青年團員四十七名、羽計長生、田部山武、石原印旛、各郡社會教育主事の指揮の下に來援。其他軍人分會、青年團、水産會等の各團員も、或は陸路より、或は海路より陸續として、來援してくれた。そして長途の疲勞をも忘れて、或は罹災民の救護に、或は交通障害物取除に、或は食料品の荷揚運搬等に極力盡瘁されたのである。郡民は唯だ唯だ感泣するばかりであつた。應援團體に就て多大の配意を辱うした縣當局者及び佐倉司令部に對して特に感謝の意を表す。當時郡役所に於て受付けた來援團體は左の如くである。

- 夷隅郡青年團
- 長生郡青年團
- 山武郡青年團
- 印旛郡青年團
- 震災誌 第八章 青年團の活動其の他

夷隅郡軍人會
海上郡本鏡子流業青年團
山武郡水産會

山武郡千代田村分會
印旛郡川上村分會
(以上到着順)

長生軍人會
香取郡青年團

印旛郡阿蘇村分會
印旛郡遠山村分會

感謝狀と支給金

青年團・軍人分會等救護上の効績顯著なるものに對しては、大橋郡長の名を以てそれぞれ感謝狀を贈つて、その奉仕的行爲を拜謝した。次に感謝狀の一例を示す。

感謝狀

前古未曾有の震災に當り本郡の被害は實に其極に達し土地の隆起陥没相次ぎ家屋の倒潰せるもの算なく死傷者累々たるも之を處置するに途なく災民饑を訴ふるも給するに食なく傷者苦痛に泣くも醫藥給する能はずして慘狀見るに忍びざるものありき加ふるに流言蜚語盛に傳はり人心の動搖底止する所を知らざるの時團員克く協力一致自己の被害を顧みずして或は死傷者の運搬に或は倒潰家屋の取片付に或は慰問品食料品衛生材料等の荷上げ配給に其他交通障害物排除又は傳令に従事せる等其の熱烈にして敏速なる奉仕的活動は洵に克く青年團(軍人分會)の精神を顯著に發揮せるものにして本郡に於ける災後整理並に救護事業遂行上貢献せる所尠からず茲に謹んで感謝の意を表す。

大正十三年一月二十六日

千葉縣安房郡長正六位勳六等 大橋 高四郎

青年團、軍人分會の活動振りは、文中によく表現されてゐる。敢て附加修飾を要しない。當時諸團體の活動は實に郡民の總てが感謝するところである。

次に東京方面よりの避難民救護團體に對して本縣知事より左の指令があつた。

安房郡聯合青年團

其團震災に當り東京方面よりの罹災民を救護したるにより金四百五十六圓を支給す。

大正十三年三月一日

千葉縣知事 齋 藤 守 園

斯くて聯合青年團長は、現金受領の日、即ち四月九日を以て、關係町村青年團長に此の指令と共に現金交付の手續を爲したが、關係青年團にては、關係青年團即ち保田町青年團は、地理上の關係からして東京方面よりの罹災民を救護したので、他の被害激甚地方の青年團も、自町村相互救助に、被害の輕微なる町村の青年團も、亦た他町村罹災民の救護に、均しく多大の費用と勞力を費してゐるのであるから東京方面からの避難民を救護した町村の青年團のみが、此の恩典に浴するは、他の青年團に對して情誼に適するものでない。といふ理由の下に、支給金は全部聯合青年團の經費に充當されたしとの寄附申込をしたので、聯合青年團は、その意を容れて之を受納することに決した。東京方面よりの避難民救護團體は左の八團體である。

保田町青年團

和田町青年團

江見村青年團

大海村青年團

鴨川町青年團

東條村青年團

天津町青年團

湊村青年團

要するに青年團、今次の活動は「身にあまる重荷なりとも國の爲め人のためにはいとほざらなむ」と仰せられた明治大帝の思召にかなふものであらう。青年團本來の意義は、大震災に會つてより一層發揮された。

第九章 同情の寄金

今回の大震災に際し、千葉縣罹災救助基金から、安房郡へ配附された大正十二年度決算の金額を舉ぐれば、左の通りである。

一金四十一萬八千九百二十八圓七十九錢

次に震災に當り、安房郡役所が、直接受入れたる寄附金の内容は左記の通りである。茲に特記して各方面の厚意を感謝する。

(1) 縣復興會が寄附金募集の上、安房郡に配當され各町村に交付した金額は、大正十四年七月までに、

一金四十六萬三千七百七十八圓也

又上記縣復興會寄附金中へ本郡内より寄附した人名と金額は左の通りである。

一金五千七百四十八圓四十錢

安房郡應募總額

内 譯

金五千四百二十圓	東條村	金壹百圓	龜田俊正	金壹百圓	島海完
金參百圓	島海幸太郎	金壹百圓	橋本平二	外二百二十三人(百圓以下略)	
金壹百圓	鈴木常次郎	金壹百圓			
金壹百圓	大山一村				
金壹百圓	大山一村				

金貳拾八圓四拾錢 丸村

金二十八圓四十錢 村內十一名

金貳百圓

千倉町

金二百圓 石井作平

(2) 全國町村長より寄附金は

一金一千二百圓也

(3) 大阪朝日新聞社、大阪毎日新聞社聯合寄附金は

一金六萬九千一百二十圓五十三錢

(4) 又銀行、學校、青年團、婦人會及び各個人よりの寄附金は左の通りである。

一金二千圓	郡内北條町	株式會社安房銀行	一金二千圓	郡内北條町	株式會社房州銀行
一金一千圓	郡内北條町	同 古川銀行	一金七百圓	郡内北條町	同 九十八銀行北條支店
一金三百圓	郡内七浦村	合名會社山口銀行	一金二千九百圓	郡内吉尾村	永井博
一金二千圓	郡内豊房村	小原金治	一金一千圓	郡内北條町	萬里小路通房
一金五百圓	郡内大山村	高梨吉太郎 外九名	一金三百圓	郡内大山村	竹澤太一
一金四十圓五十一錢	郡内天津町	天津小學校職員生徒	一金三十圓	郡内曾呂村	曾呂小學校職員生徒
一金二十圓	郡内佐久間村	改進社青年會	一金十圓七十五錢	郡内天津町	天津小學校
一金二十圓	印旛郡遠山村三里塚	大正婦人會	一金二十圓	香取郡小見川町	山口材木店
一金二十圓	長生郡鶴枝村	猿袋青年團	一金十圓	印旛郡八街町	高橋友吉
一金七圓七十錢	同郡宗像村	宗像青年團			

(5) 學校關係の寄附金にして、特に郡内小學校、又は罹災職員及び兒童へ寄贈されたものは

一金一千三百三十圓(郡内各小學校へ)

東京震災同情會長

一金九千二百十七圓(罹災職員生徒へ)
縣下各學校より)

千葉縣教育會

第十章 御下賜品及び慰問品

附 受領及び配給

一
今回の災害は、各宮家にも尠ならず、御損害あらせられたるにも拘らず、各宮家には、罹災傷病者に對して、御救恤の御思召を以て、特に衣類を御下賜あらせられた。十月二十日縣を經由して、水産講習所に收容中の本郡傷病者に對して、衣類三十七點を賜つた。郡當局は、詳細なる調査を遂げ、深甚なる御思召の存するところを示達して、その日救護所收容中の男三人、女七人及び既に救護所を退きたる男十二人、女十五人に對して各一點づつ御下賜品を交付した。罹災者は齊しく感泣して、之れを拜受した。

御下品はひとり衣類のみではない。罹災者の爲めに建築用材をも下し賜つた。その石數は松・杉を合して實に三千五百一十一石であつた。罹災者は唯だ唯だ感泣するばかりである。

又町村公共建物復舊材料として、縣が直接に安房郡各罹災町村へ配付した建築用材は、その石數實に七千六百八十四石である。

二
逸早く慰問袋三百袋を寄せられたのは、山武郡千代田村青年分團、同村處女會であつた。それは九

月九日午後六時である。それから數回、縣下篤志家の寄贈にかゝる衣類を受領した。九月廿二日、驅逐艦「樫」は愛媛縣よりの慰問品を搭載して館山港に入港した。同二十五日、陸軍省より食料品パンの寄贈があつた。同二十七日、慰問品及び白米を大阪市より北京丸にて送致された。爾來各地から續々慰問品を寄贈された。

各地からの慰問品は、陸上交通が杜絶したので、海運によつて、館山港に送致されたので郡當局は館山海岸の水産學校・棧橋會社・安房造船所・綾部倉庫を慰問品一時保管所に充て陸續として到來する寄贈品を此處で受附けたが、(トタン)其他の斡旋品も勿論共に取扱つた)四棟の保管所には、何時も充溢してゐたのであつたが、郡當局は、慰問品係を専任し、「現場」と「配給」の兩主任に分擔して、陸揚・收檢・保管・配給等一糸亂れず整然として、寄贈者の厚意に背かざることを得たのは、此の戦亂にも均しい惨害の街にあつて一の仕合せであつた。

縣の内(遠くは外國)より致された、慰問品總數は、實に一萬一千三百四十四個を算した。その内慰問袋二千五百四十七箇、蒲團百四十六箇、毛布八百八十二箇、衣類一千四百三十五箇、食料品四千七百二十二箇、藥品及び衛生材料二百二十九箇、學校用品二百二箇、雜品一千八百八十一箇は何れも罹災者當面の必需品である。若し之を貨幣に換算せば、その價額實に巨額のものであらう。然し、篤志家の同情は世界の何物を以てしても、到底數ふることを得ざるより高貴なものである。

三

寄贈の藥品。衛生材料の處分方法に就ては、郡當局の深き考慮を費したところであつた。即ち郡内

の醫師の大部分が家屋の倒潰の爲めに、藥品・衛生材料に缺乏を來したことは言ふ迄もないが、震災の稍や輕微な地方の醫師も、一時に多數の治療の爲めに、遽かに缺乏を來たし、加ふるに交通機關の杜絶の爲めに、之を他より買入るゝの途もなく、各醫師は藥品・衛生材料のなき爲めに、十分その能力を發揮することを得ざるの状態であつたので、之を醫師一般に無償で讓與して、十分に醫療能力を發揮せしめんものとしたが、斯くするときは、一般罹災者に對して權衡を得ざることもなり、又寄贈者の精神にも戻るの恐れがある。さればといつて、現品をその儘で一般罹災者に配給するも、受贈者はその藥品の利用を十分に達することが出來得やうとも思はれない。然らば之を無償で各醫師に讓與して、治療券を發行すれば、計畫だけは、間然するところなきやうであるが、實際の結果は果して此の計畫と一致するかどうか深く考察せねばならない。斯うした考慮の結果、遂に藥品衛生材料は斷然有償讓渡をして、その代金を一般罹災者の救助に充つることに決した。偶々十月七日安房郡醫師會長から、之れが拂下の出願があつたので、價額について十分調査の上、十一月六日、現品全部を同醫師會に拂下げた。その條件の重なるものは斯うである。

(一)十一月六日現品授與と同時に代金を納入すること(二)後日に至つて危險負擔の責に任せざること(三)拂下げたる藥品衛生材料は郡内各醫師には何人を問はず實費を以て拂下ぐること。

四

時に或は重複のさらひなきにあらざるも、慰問品の寄贈者と、其の品目等を各府縣別に掲げて、各府縣に於ける篤志者の厚意を謹謝する。

千葉縣の部

山武郡千代田青年分團及同所處女會	慰問袋	三〇〇
縣内篤志者	同	四〇
香取郡	同	二二
縣内篤志者	同	二二
東葛飾郡野田町分會、野田醬油株式會社分會、野田町青年團	同	一三
安房郡平群村	同	一三
山武郡顯本法華宗教援隊	同	一五
長生郡本納町婦人會	同	二二
縣内篤志者	同	一六
山武郡	同	一六
縣内篤志者	同	一六
縣内篤志者	同	一六
海上郡元銚子小學校青年團處女會婦人會	同	三〇
縣内篤志者	同	六二
安房郡佐久間小學校 松田せい	同	一六
縣内篤志者	同	九二
安房郡平群村	同	一三
安房郡吉尾村 中島さき	同	一三
縣内篤志者	同	一五
香取郡篤志者	同	三〇
夷隅郡古澤村	同	三〇
匝送郡野田村野手前古屋青年團	同	三〇
米	袋	三〇〇
類	箱	四〇
類	箱	二二
類	箱	二二
類	箱	一三
類	箱	一三
類	箱	一五
類	箱	一六
類	箱	一六
類	箱	一六
類	箱	三〇
類	箱	六二
類	箱	一六
類	箱	九二
類	箱	一三
類	箱	一三
類	箱	一五
類	箱	三〇
類	箱	三〇

千葉縣安房郡誌

基督教青年會

大震災善後會及南葛飾郡篤志者

東京青山學院

震災同情會

基督教產業青年會

鐵道省

陸軍省

文部省

文部省及大阪市

帝國教育會

文部省

震災救濟全國學生聯盟

臨時震災救護事務局經由

慰問袋

陶器

雜品

佐賀縣の部

佐賀市

佐賀市

佐賀市赤十字愛國婦人會支部

埼玉縣の部

熊谷町青年團

富山縣の部

富山市石瀨總盛堂

一七九
二九二
二九二
箱箱包

一〇四

毛衣 同 同 同 同 同 同 布類

白米 同 同 同 同 同 同 米

小學用品 同 同 同 同 同 同 用品

教學用品 同 同 同 同 同 同 用品

毛織物 布(外國寄贈) 九三五七〇 箱包

慰問袋 四九〇 箱

同物 九八〇 箱

手拭 一 個

藥品 一 包

大正十五年六月二十日印刷
大正十五年六月三十日發行

編纂兼發行所

千葉縣安房郡教育會

代表者 石崎常夫

千葉市千葉五四八番地

印刷者 岩倉順造

千葉市千葉五四八番地

印刷所 千葉活版所

~~554~~ 291.35
~~89~~ A97

終